

通学費等負担者（保護者）用

通学費等補助制度  
申請の手引き

北海道教育庁学校教育局高校教育課

令和2年(2020年)4月

# 目 次

1	通学費等補助制度とは	1
2	補助要件（生徒・通学費等負担者）	1
3	補助要件の収入基準額等	2
4	補助対象の基本となる経費	3
5	補助金の支給額及び支給時期など	4
6	補助期間	5
7	補助金支給に必要な提出書類と提出時期について	5
8	提出書類の作成手順	7
9	提出書類の詳細について	8
10	補助金の支給の始期など	10
11	補助金の振込み	11
12	補助金の返還	11
13	申請等の手続きについての留意事項	11
14	1年間の事務手続きの流れ（道立高校・市町村立高校生徒分）	14
15	1年間の事務手続きの流れ（私立高校生徒分）	15
○参考資料		
	通学費等補助制度の概要	16
	通学費補助の具体事例①	17
	下宿費等補助の具体事例	18
	通学費等補助制度の補助期間の考え方	21
	対象要件・補助額算定フローチャート	22
○	提出書類作成チェックシート（申請者用）	24
○各種様式及び記載例		
	交付要綱関係	33
	教育第34号様式（第7条関係） 交付申請書	34
	教育第35号様式（第7条関係） 交付申請内訳書	36
	教育第41号様式（第7条関係） 世帯状況申出書	41
	教育第36号様式（第8条関係） 変更承認申請書	43
	教育第37号様式（第9条関係） 実績報告書	45
	教育第38号様式（第9条関係） 実績報告内訳書（通学費補助）	47
	教育第39号様式（第9条関係） 実績報告内訳書（下宿費補助）	49
	教育第40号様式（第10条関係） 概算払申請書	51
	実施要領関係	
	別記第3号様式（6関係） 所得証明願	55
	別記第4号様式（8関係） 指令文	56
	別記第5号様式（9関係） 実績に係る資料（通学費対象者用）	57
	別記第6号様式（9関係） 実績に係る資料（下宿費対象者用）	65
	別記第9号様式（15関係） 口座振替申出書	69
	個人番号関係	
	別記様式 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書	71
	参考様式	
	参考様式第1号 給与等支払証明書	75
	参考様式第2号 家賃納付証明書	76
	参考様式第6号 申立書	78
	参考様式第7号 家賃負担状況申立書	80
○	Q & A	82

## 高等学校生徒遠距離通学費等補助金制度について

### 1 通学費等補助制度とは

北海道教育委員会では、道立高校の再編等に伴い、生徒が遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費などにかかる保護者の経済的負担を軽減し生徒の修学機会を確保することを目的として、平成20年度に「高等学校生徒通学費等補助制度」を創設しました。

通学費等とは

- ・生徒が修学している高校に通学するために要する交通費
- ・生徒が高校に修学するために居住する下宿（間借りを含む。）に要する経費

### 2 補助要件（生徒・通学費等負担者）

平成20年度以降の道立高校の募集停止に伴い、居住していた市町村に通学可能な公立高校が所在しなくなったため、募集停止となった高校と同じ通学区域内に所在する道立高校及び市町村立高校並びに私立高校に修学し、遠距離通学又は下宿（間借りを含む）をすることとなった生徒及びその経費を負担している方で、次の全ての要件を満たす場合に補助の対象となります。

なお、募集停止校が所在する市町村又は地域名は、13ページの別表2のとおりです。

※ この場合の市町村とは、平成16年合併前の212市町村を基本とします。

#### ○ 生徒について

##### (1) 共通事項

- ア 道立高校が募集停止となる前年度に中学校等の生徒であった者
  - イ 中学校卒業時に別表2に指定している募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に居住していた生徒
  - ウ 募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に所在している中学校等を卒業した生徒
  - エ 募集停止校所在市町村と同じ通学区域に所在する高校に修学している生徒
- ただし、この場合の通学区域の範囲は、職業学科や総合学科校の募集停止であっても、普通科における通学区域をいいます。
- なお、職業学科校の募集停止の場合に、通学区域内に同一学科の高校が所在しない場合は、特例として通学区域外の同一学科の高校に修学した生徒も対象となります。

##### (2) 通学費

- ア 生活保護法の生業扶助による通学費相当分を受給していないこと
- イ 北海道が他に実施している通学費の補助金を受けていないこと
- ウ 定期券を購入して通学していること

##### (3) 下宿費

北海道が他に実施している下宿費の補助金を受けていないこと

#### ○ 通学費等負担者について（一般的には保護者を想定しています。）

本制度は通学費等負担者に対し補助金を支給します。

##### (1) 上記生徒の通学費等を負担している者

##### (2) 別表2に指定している募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に居住している者。

※ 通学費等負担者が、都合により募集停止校所在市町村等から道内及び道外の他の市町村転居し、居住している場合、又は、生徒が高校に入学し、補助対象者の要件を具備した後に、都合により通学費等負担者を含む世帯全員が道内及び道外の他の市町村へ住居を移転した場合においても生徒が通学又は下宿の実態があれば要件を具備しているものとみなします。

##### (3) 通学費等負担者を含む世帯全員の前年の収入金額又は所得金額の総計額が2ページの別表1「世帯人員別基準額」の額に満たない者

##### (4) 通学費等を負担している者と所得税法における生徒の扶養者が異なる場合であっても、両者の生計が同一で、事実上共同して、生徒の通学費等を負担し、扶養していることが明らかな場合は、いずれの者も通学費等負担者とみなします。

### 3 補助要件の収入基準額等

「2 補助要件（生徒・通学費等負担者）」の「○ 通学費等負担者」の(3)に記載している前年の収入金額又は所得金額の取り扱いは次の「世帯人員別基準額」とおりとし、基準額額に満たない場合に補助要件に該当します。

なお、収入金額又は所得金額は通学費等負担者と生計を一にする世帯全員の合算額とします。提出する所得証明書等において記載している収入金額又は所得金額を各基準額等と比較し補助の対象となるかを判断します。

別表 1 世帯人員別基準額 (千円)

	世帯人員					7人以上
	2人以下	3人	4人	5人	6人	
収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	下記「所得換算額」を国税庁が示している「給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づき積算した給与等の金額とする
上記収入基準額の所得換算額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	世帯人員が1人増すごとに6人の場合の額に160千円を加算した額

※「世帯人員別基準額」における世帯人員は、通学費等負担者及び当該負担者と生計を一にする者の合計人数です。

#### (1) 給与所得者

収入金額は給与所得控除前の額とし、「世帯人員別基準額」の収入基準額に満たない者  
所得金額は給与所得控除後の額とし、「世帯人員別基準額」の所得換算額に満たない者

#### (2) 給与所得者以外（農業など自営業者や事業所得者など）

- ア 収入金額は事業等により生じた総収入額であり、必要経費を控除する前の額とし、「世帯人員別基準額」の収入基準額に満たない者  
イ 所得金額は総収入金額から所得税法により算出した必要経費を差し引いた額とし、「世帯人員別基準額」の所得換算額に満たない者

※ 非課税（所得換算できない）扱いの年金、恩給（遺族年金、障害者年金、遺族恩給等）は収入金額に含まれるものであり、収入基準額と比較する必要があります。

#### ウ 必要経費の考え方

##### (ア) 農業所得の場合

農作物の収入金額のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額に加算して、収入金額の合計を算出し、これから必要経費（専従者給与を含む。）として、肥料、種苗、蚕種、家畜、家きんの飼料、動力機の燃料等（収入を得るために実際に消費した分）の購入費を差し引いたものを所得金額とします。この所得金額には自家消費分も含めるものとします。

##### (イ) 商業、工業、林業及び水産業の所得の場合

年間売上高から売上品原価及び営業経費を必要経費として差し引いた営業利益（税込み）を所得金額とします。

なお、売上品原価には、仕入れ分のうち在庫として残っている分（棚卸資産）は含みません。

また、営業経費とは、雇人費、専従者給与・減価償却費業務にかかる公租公課等収入金額を得るための必要経費をいいます。

##### (ウ) その他の所得の場合

自由業、外交員、税理士、大工、左官、行商、日雇い等によって収入を得ている場合又は利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚知人からの援助、失業給付金等によって収入を得ている場合で、それぞれの収入を得るために必要経費（専従者給与を含む。）を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いたものを所得金額とし、必要経費のないときは、収入金額を所得金額とします。

※ 申請時に主たる生計維持者等が失職（事業所得者の倒産等を含む。）、死亡、離婚、その他の理由により前年の所得と著しく異なることとなる場合は、道立高校授業料免除制度の取扱いと同様に、当該事由の生じたときから向こう1年間の収入又は所得を推計することとします。

#### 4 補助対象の基本となる経費

##### (1) 通学費

- ア 生徒が通常の経路により通学に利用するために現に購入した公共交通機関の定期乗車券の額を補助対象の基本額とします。
- イ 3か月定期など公共交通機関が発行する有効期間が複数月である定期乗車券を購入した場合は、当該定期乗車券額を有効月数で除した額を1か月当たりの補助対象の基本額とします。なお、当該定期乗車券額を有効月数で除した額に1円未満の端数が生じた場合は次の事例のとおり基本額を算定します。

##### (ア) 事例1

	定期券の有効期間	定期券の購入額	1か月当たりの実費負担額	左記の額の調整後の額
4月	R2. 4. 8~R2. 7. 7	79,300円	$79,300 \div 3月 =$	26,433.3円
5月			$79,300 \div 3月 =$	26,433.3円
6月			$79,300 \div 3月 =$	26,433.3円
計		79,300円		79,300円

##### (イ) 事例2

	定期券の有効期間	定期券の購入額	1か月当たりの実費負担額	左記の額の調整後の額
9月	R2. 9. 23~R2. 12. 22	59,000円	$59,000 \div 3月 =$	19,666.6円
10月			$59,000 \div 3月 =$	19,666.6円
11月			$59,000 \div 3月 =$	19,666.6円
計		59,000円		59,000円

※ 有効期間が複数月である定期乗車券を購入した場合の1か月当たりの実費負担額は、定期乗車券額を有効期間月数により除して算定しますが、当該額に1円未満の端数が生じる場合は、有効期間の開始月分から順次小数点以下第1位を切り上げた額として調整し、その合計額を定期乗車券の購入額に一致させるものとします。

- ウ 定期券を購入しないで通学する場合は、補助対象となる額の確認が出来ませんので、補助金は支給できません。
- エ P T A等が民間バス会社と正式な委託契約を締結し、運行しているスクールバスなどについては、生徒がバスに乗車するのに必要な経費を保護者等が負担し、定期乗車券等が発行され、その購入額が証明できるなど、運行形態が一般の公共交通機関と同様であれば、公共交通機関に準ずるものとします。なお、こうした委託運行で定期乗車券等が発行されない場合であっても、乗車区間や利用期間さらには実費負担額が確認できる場合は、公共交通機関の利用とみなすとともに、当該実費負担額をもって定期乗車券購入経費とみなし補助の対象とします。(この場合、上記事例における処理にあたっては、定期券の有効期間を実費負担額の対象期間に、定期券購入額を実費負担額に読み替えて適用します。)

##### (2) 下宿費

- ア 賄い付きの下宿  
食費や管理費などを除く部屋代に相当する額を補助対象の基本額とします。  
なお、部屋代のみが補助の対象となるため、家主から発行される領収証書の額において食費等と部屋代の内訳が得られない場合は、部屋代に相当する額は、下宿費総計の100分の40に相当する額とします。
- イ 間借り  
1箇月の管理費等を除く家賃額を補助対象の基本額とします。  
なお、居住に関する支払額に電気、ガス又は水道料金などの光熱水費が含まれている場合は、その支払額の100分の90に相当する額とします。
- ウ 寄宿舎など  
学校設置者が運営している寄宿者や寮についても、部屋代に相当する額を補助対象とします。基本額の積算については、上記アによります。
- エ 同居者がいる場合  
通学費等負担者が一括して部屋代を支払っており、各入居者の部屋代が区分できない場合については、入居者数により按分した額を部屋代相当額とします。  
なお、同居者の状況や家賃の負担状況については、「家賃負担状況等申立書(参考様式第7号)」により確認してください。

## 5 補助金の支給額及び支給時期など

### (1) 通学費

#### ア 補助金額

4の(1)の補助対象となる基本額から1万円を控除した額を1か月当たりの補助額とします。

#### イ 補助額算定にあたっての上限額など

原則として実際に通学している高校までの通学費を補助の基本額としますが、次の範囲内とします。

- (ア) 通学区域内において13ページの別表2に定める最寄り市町村に設置されている高校までの通学に要する額を限度とします。
- (イ) 通学区域内において、望ましい規模の高校のある最も近隣の市町村（以下、「最寄り市町村」という。）以外の高校に通学している場合は、当該高校に通学する所要額と最寄り市町村内で最も通学費が高額となる高校へ通学した場合の所要額とを比較して低廉な額とします。（17ページの通学費補助の具体事例図の事例1参照）
- (ウ) 職業学科の高校が募集停止になった場合には、(ア)の条件を原則としますが、特例として最も近隣の同一学科の高校が所在する別表2に定める市町村に設置されている高校の同一学科に修学した場合に限り、その高校までの通学に要する額をまでを補助額とします。（17ページの通学費補助の具体事例図の事例2参照）

### (2) 下宿費等

#### ア 補助金額

##### (ア) 生活保護費受給者以外の場合

4の(2)の補助の対象となる額から1万円を控除した額を1箇月あたりの補助額としますが、2万5,000円を限度とします。

##### (イ) 生活保護法に定められている生活扶助費を受給している場合

4の(2)の補助の対象となる額を1箇月の補助額としますが、3万5,000円を限度とします。（18ページの下宿費等補助の具体事例参照）

#### イ 補助対象となる高校の所在範囲

職業学科の高校が募集停止になった場合に、通学区域内に同一学科の高校が無いため、同一学科の高校に修学し下宿等をした場合の補助対象となる高校の所在範囲は道内全域とします。

### (3) 市町村や学校等が実施している通学費等の補助金等を受給している場合

通学費等負担者が市町村等が独自に実施している通学費等の補助金等を受けている場合は、年間における市町村等からの補助金等の額と上記(1)又は(2)で算定した額の合計が年間実費負担額を超える場合に限り調整を図ることとし、年間実費負担額から年間市町村等補助金額等を控除した額を本制度の補助額の限度額とします。

### (4) 支給時期など

概算払（希望者）の補助金は、概算払申請書を提出した月以前の対象月分については、提出した月の翌月末までに支給するものとします。概算払の決定対象月以降、改めて概算払を希望する場合は、概算払決定済みの対象月以降の概算払申請書を提出した月の翌月末までに支給します。

精算払の補助金は、翌年4月末までに支給します。

#### ア 概算払、精算払の補助金の額はいずれも1,000円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てます。

#### イ 1か月を有効期間とする定期乗車券の始期が月の中途（複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が月の中途の場合も含む。）となる分については、始期以降の当該月の有効期間内に通学した実態があれば、当該月分の実績として、補助金の算定の対象となります。この場合には、翌月初日から有効期間の終期（複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が月の中途の場合の翌月初日から有効期間の終期も含む。）の分については、通学した実態の有無にかかわらず、補助金の算定の対象とはなりません。

なお、有効期間が月の中途から始まり、当該月に通学した実態がなく、翌月に係る有効期間において通学した実態がある場合については、翌月分の実績として確認を行い、補助金の算定の対象となります。この場合、有効期間満了後、新たに購入した定期乗車券の有効期間が翌月の中途から始まり翌々月に及ぶ場合（有効期間が複数月である定期乗車券の場合にあつては、初日から1か月ごとの期間のうち、各期間の始まりが月の中途の場合も含む。）に

において、当該翌月の中途以降に通学した実態があるときについては、翌月分の実績として確認を行い、補助金の算定の対象となります。この際の補助金の算定については、前段の翌月分実績と後段の翌月分実績を合算せず、それぞれの実績に対して行うものとします。

※ 1か月を有効期間とする定期乗車券の始まりが3月中途（複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始まりが3月中途の場合も含む。）となる分については、始期以降の3月中の有効期間内に通学した実態があれば、3月分の実績として、当該年度の補助金の算定の対象となります。この場合における4月初日から有効期間の終期（複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が3月中途の場合の4月初日から有効期間の終期も含む。）の分については、通学した実態にかかわらず、補助金の算定の対象とはなりません。  
なお、始期以降の3月中の有効期間内に通学した実態がなく、4月初日から有効期間の終期において通学した実態がある場合は、翌年度の要綱に基づく4月分として交付申請時に当該分を含めて申請することになります。

## 6 補助期間

原則として募集停止後5年間です。募集停止となる前年度に中学校等の1年生から3年生であった生徒が高校を卒業するまで補助することとしており、その事例については、21ページに具体図とともに記載しています。  
したがって、全日制課程に修学した生徒については3年間、定時制課程に修学した生徒については4年間にわたり補助金を受給することが想定されますが、生徒が病気等により休学となるなど、やむを得ない事情（成績不振等を除く）により原級留置した場合に限り、特例として当該期間を超えても卒業するまで補助することとします。  
を単年度された月通から翌年3月まで、第2学年にあっては、4月から翌年3月まで、第3学年にあっては、4月から対象生徒が卒業証書を授与された月までとします。  
なお、4年制の定時制課程における第3学年においては、4月から翌年3月まで、第4学年においては、4月から対象生徒が卒業証書を授与された月までとします。

## 7 補助金支給に必要な提出書類と提出時期について

通学費等負担者が、学校に提出する必要がある書類と期限は次のとおりです。

提出内容	提出書類	提出期日
補助金の受給対象者となるために申請する書類です	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交付申請書（34ページ参照）</li> <li>○交付申請内訳書（36ページ参照）</li> <li>○世帯状況申出書（41ページ参照）</li> <li>○4月分の定期乗車券の写し</li> <li>○下宿等における賃貸契約書（書面全部）の写しと4月分の部屋代がわかる領収書の写し</li> <li>○所得を証明する次のいずれかの書類（扶養親族数が記載されているものが必要）※1               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行する所得証明書（55ページ参照）</li> <li>・市町村の指定する様式の所得証明書</li> <li>・納税通知書</li> <li>・個人番号カードの写し等（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票の写し）※2</li> <li>・給与所得者にあつては、年末調整後の源泉徴収票</li> <li>・給与等支払証明書（75ページ参照）</li> <li>・特別徴収税額決定・変更通知書 など</li> </ul> </li> <li>※1 世帯に収入のある者が複数いる場合は全員の分</li> <li>※2 個人番号カード等の写しは所定の様式に添付して提出してください。（71ページ参照）</li> <li>○口座振替申出書（69ページ参照）</li> <li>○その他、事例に応じ、共同扶養等に係る申立書など</li> </ul>	7月31日 毎年提出必要
交付申請		

提出内容		提出書類	提出期日
実績報告	通学費等負担者の1年間の実費負担額を確認し、年間の補助金総額を確定させるのに必要な書類です	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実績報告書（45ページ参照）</li> <li>○実績報告内訳書（47ページ又は49ページ参照）</li> <li>○定期乗車券の写し、又は支払い対象月が確認できる部屋代領収書の写しなど（交付申請時及び概算払を受けるために既に提出済みの定期乗車券や部屋代領収書の写しは不要です。）</li> <li>○実績に係る資料（年度内のすべての実績について、記載）（57ページ又は65ページ参照）</li> </ul> ※概算払を受けていない場合は、5月～3月までの定期乗車券や領収書の写しが必要です。	翌年度4月5日 毎年提出必要
概算払申請	○随時概算払（月毎に翌月払）を希望する場合に申請する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○概算払申請書（51ページ参照）</li> <li>○交付申請時に提出済み以外の定期乗車券の写し、又は支払い対象月が確認できる部屋代の領収書の写しなど（概算払申請書を提出する月の前月分までの写し、ただし、当月分も提出できる場合にあっては、当月分までの写し）</li> <li>○実績に係る資料（概算払申請書を提出する月の前月分までの分を記載、ただし、当月分の定期乗車券購入、又は下宿等部屋代支払済みの場合にあっては当月分も記載）（58、60、66ページ参照）</li> </ul> ※概算払が決定された対象月以降においても、概算払を希望する場合は、その都度、概算払申請書及び実績に係る資料（既に概算払を申請した際に、提出した対象月分を除く）を提出してください。 ※申請書には、翌年2月分までの補助の対象となるすべての定期乗車券購入又は下宿等部屋代の支払を予定している月の分について記載し、申請となります。 なお、平日専用定期乗車券等、2月分までの定期乗車券等の額をすべて特定できない場合においては、4月分から順次、額を特定できる月分まで申請を行い、概算払の決定を受けることとなります。 額を特定できない月分について、概算払を希望する場合には、額を特定できる時期に再度、その後の概算払の申請を行い、決定を受けることとなります。 月によって1か月当たりの定期乗車券の額が変動するため、交付申請は通常（土日を含む）の定期乗車券の額で行っている場合であっても、概算払申請における補助金を受けたい額は、月毎に実際に購入した定期乗車券の額から10,000円を控除した額から1,000円未満を切り捨てた額となります。 ※当初、申請した内容に変更が生じ、変更後においても概算払を受けたい場合には、再度、変更が生じた以降の内容に基づく概算払申請書の提出が必要です。 ※3月分は概算払の対象とはなりません。 ※概算払いを希望しない場合は実績報告により1年分を一括して翌年4月に支給します。	交付決定された後、概算払を希望する場合に提出
変更承認申請	交付申請書提出後に住居の移転などにより、定期券額や家賃額が変更となった場合、補助金額を改定するのに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変更承認申請書（43ページ参照）</li> <li>○変更後の定期券の写し、又は支払い対象月が確認できる部屋代領収書の写しなど</li> </ul> ※住居の移転などにより補助対象要件から外れることとなる場合は同時に実績報告書の提出が必要となります。	事実発生の日から30日以内



## 8 提出書類の作成手順

- (1) 交付申請  
4月分の定期乗車券又は領収書の写しを基に  
→交付申請内訳書作成→交付申請書作成  
口座振替申出書作成、所得証明書（扶養親族数が記載されているもの）添付
- (2) 実績報告（概算払支給済みの場合）  
3月分の定期乗車券又は領収書の写しを基に  
→実績に係る資料作成→実績報告内訳書作成→実績報告書作成  
※ 概算払を希望しなかった場合は、5～3月分の定期乗車券等の写しが必要
- (3) 概算払申請  
○当初申請書を提出するまでに購入した定期乗車券又は支払った部屋代領収書の写しを基に  
→実績に係る資料作成→概算払申請書作成（2月分まで） ※交付決定通知額も参照  
○概算払が決定された対象月以降、再度概算払を希望する場合は、改めて同様の書類を作成  
（その際、既に提出した定期乗車券又は部屋代領収書の写しは不要）

※ 学校に書類を提出する際は、出来る限りコピーをとって自宅に一式保管しておいてください。  
交付決定通知が届いたら大切に保管しておいてください。（概算払申請時と実績報告時の記入の際に必要となります。）

## 9 提出書類の詳細について

### (1) 交付申請書の提出

34ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書」（教育第34号様式）を学校長に提出することが必要です。

なお、冬期間のみ下宿をするなど、8月以降に補助要件に該当することとなった場合は、事実発生後30日以内に交付申請書を学校長に提出してください。

※ 平日専用の定期乗車券を購入する等、年度当初に通学を開始した日以降、月によって1か月当たりの定期乗車券の額が変動し、交付申請の基礎となる1か月当たりの定期乗車券購入額を特定できない場合には、通常（土日を含む）の1か月を有効期間とする定期乗車券等の額により交付申請することになります。

### (2) 実績報告書の提出

補助金は、通学費等負担者が年度末に提出する45ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書」（教育第37号様式）に基づき、翌年4月に交付することになりますので、翌年4月5日までに実績報告書を学校長に提出することが必要です。

提出期日を過ぎてから実績報告書を提出した場合、補助金の支給ができなくなります。

### (3) 概算払申請書の提出

補助金は、(2)のほか、概算払申請を行い、決定された後は、4月分から翌年2月分まで概算払として支給することが可能（支給時期は、実績を確認できた月の分を翌月末までに支給）です。概算払を希望する場合は、補助金の交付決定を受けた後、51ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書」（教育第40号様式）を速やかに学校長に提出することが必要です。

概算払申請を行い、決定されなければ、補助金の支給を受けることができません。

また、提出が遅れると、補助金を受けたい時期に支給することができなくなります。

なお、概算払が決定された対象月以降においても、概算払を希望する場合はその都度、概算払申請書及び実績に係る資料を提出してください。

### (4) 提出済みの交付申請書の内容に変更があった場合

提出済みの交付申請書の内容に利用交通機関や経路、住所の変更等があった場合は、30日以内に43ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金変更承認申請書」（教育第36号様式）を学校長に提出することが必要です。

なお、増額改定の場合、上記提出期日を過ぎてから変更承認申請書を提出すると、申請のあった以降の分からでないと補助金額が改定されなくなります。（補助金額が減額となる場合は、事実発生日から改定することになります。）

また、住所の変更等により、補助要件の対象とならなくなった場合は、その時点で年間の補助金額が確定することになるので、上記変更承認申請書の提出と同時に上記(2)実績報告書にかかる書類一式の提出が必要となります。

### (5) 添付書類の提出

#### ア 交付申請書

##### (ア) 共通事項

a 世帯状況申出書→41ページ

b 所得を証明する次のいずれかの書類（扶養親族数が記載されているものが必要）

市町村が発行する所得証明書（55ページ）、市町村の指定する様式又は納税通知書、個人番号カードの写し等（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票の写し）のほか、給与所得者にあつては、源泉徴収票（年末調整後のもの）、給与支払者の証明する給与支払証明書（参考様式第1号、75ページ）又は特別徴収税額の決定・変更通知書

c 口座振替申出書（別記第9号様式）→69ページ

##### (イ) 通学費

4月分の定期乗車券の写し又は4月分の定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し

##### (ウ) 下宿費の場合

a 賃貸契約書の写しと4月分の部屋代の支払が確認できる領収書の写し等

b 家賃負担状況申立書（補助対象生徒以外に同居者がいる場合に提出（参考様式第7号））→80ページ

#### イ 実績報告書

(ア) 下記ウにおいて概算払により4月～2月分の補助金を受給している場合

- a 通学費の場合
  - ・ 3月分の購入済みの定期乗車券の写し、又は3月分の定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し
  - ・ 実績に係る資料（別記第5号様式）→57ページ
- b 下宿費の場合
  - ・ 3月分の部屋代の支払が確認できる領収書の写し等
  - ・ 実績に係る資料（別記第6号様式）→65ページ
- (イ) 概算払により補助金を受給せず、精算払により4月～3月分の補助金を一括して受給する場合
  - a 通学費
    - ・ 交付申請時に提出した以外の月に係る5月～3月での購入済みの定期乗車券の写し、又は5～3月分の定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し
    - ・ 実績に係る資料（別記第5号様式）→57ページ
  - b 下宿費
    - ・ 交付申請時に提出した以外の月にかかる5月～3月分の部屋代の支払が確認できる領収書等の写し
    - ・ 実績に係る資料（別記第6号様式）→65ページ
- ウ 概算払申請書
  - (ア) 通学費
    - ・ 交付申請で提出した以外の概算払申請書を提出する月の前月分までの定期乗車券の写し又は定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し  
ただし、概算払申請書を提出する月の分も購入済みの場合にあっては、当月分までの写し
    - ・ 当該年度において、既に概算払が決定されている対象月がある場合は、当該対象月以降の実績に係る資料を添付
    - ・ 実績に係る資料（別記第5号様式）→57ページ
  - (イ) 下宿費
    - ・ 交付申請で提出した以外の概算払申請書を提出する月の前月分までの部屋代が確認できる領収書等の写し  
ただし、概算払申請書を提出する月の分も提出できる場合にあっては、当月分までの写し
    - ・ 当該年度において、既に概算払が決定されている対象月がある場合は、当該対象月以降の実績に係る資料を添付
    - ・ 実績に係る資料（別記第6号様式）→65ページ
- エ 上記添付書類が提出されない場合
 

本制度における補助金は、通学費等負担者の実費支払額を確認の上、支給することとしておりますので、定期乗車券や領収書の写しなどが提出されない月分がある場合には、当該月における通学費等の負担額（支払額）が確認できないことから補助金の支給はできません。このため、通学をしている場合は、定期乗車券を購入した際に必ず

  - ・ 定期乗車券の写し
  - ・ 支払い対象月がわかる定期乗車券の領収書の写し

下宿をしている場合は、

  - ・ 家賃支払対象月を確認できる領収書の写し、

などを厳重に保管しておく必要があります。
- オ 運行委託をしたバス等により通学した場合について
 

バス会社等と正式に委託契約を締結し利用している場合で、定期券等の発行がない場合については、交付申請時は、①運行契約書の写し、②支払いの対象となる乗車区間及び利用期間がわかる書類、③支払額に係る領収書の写しを、実績報告及び概算申請時においては②及び③を添付することになります。
- カ 下宿代が口座引き落としの場合について
 

下宿代が毎月自動的に口座引き落としされる場合については、領収書が発行されないことも想定されますので、76ページ参考様式第2号の「家賃納付証明書」を使用して、家主から証明書を発行してもらいそれを提出してください。
- キ 添付書類の保管
 

上記オにおける確認書類の保管については、定期券購入や家賃支払いの都度、生徒は高校の事務室に原本を提示し、高校でコピーをとった上で、原本とそのコピーを返却しますので、生徒・保護者は提出時期までそのコピーを紛失しないよう厳重に保管しておくようお願いいたします。

## 10 補助金の支給の始期など

### (1) 新規認定

#### ア 通学費

提出期日までに校長に交付申請書を提出した場合は、通学の事実が発生した日の分から補助金を支給します。

なお、提出期日を超えて交付申請書の提出した場合には、当該申請のあった日の属する有効期間の定期乗車券の分から補助金が支給されることとなります。

ただし、当該定期乗車券の有効期間が複数月である場合には、申請のあった日の属する有効月分から支給するものとし、次の事例のとおり支給します。

#### (ア) 事例 1

4月6日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が1か月の定期乗車券を利用している場合

	事実発生日	提出期日	申請書提出
	4/6	7/31	8/22
a			
b			
定期乗車券の購入方法		取扱い	
a	定期乗車券の有効期間が8月10日から9月9日までの場合	8月10日から9月9日までの定期乗車券の実費負担分から補助金を支給する	
b	定期乗車券の有効期間が7月26日から8月25日までの場合	7月26日から8月25日までの定期乗車券の実費負担分から補助金を支給する	

#### (イ) 事例 2

a 4月6日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が3か月の定期乗車券を利用している場合

b 4月26日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が6か月の定期乗車券を利用している場合

	事実発生日	提出期日	申請書提出
		7/31	8/22
a			
b			
定期乗車券の購入方法		取扱い	
a	定期乗車券の有効期間が6月6日から9月5日までの3か月の場合	8月6日以降の実費負担分から補助金を支給する	
b	定期乗車券の有効期間が4月26日から10月25日までの6か月の場合	7月26日以降の実費負担分から補助金を支給する	

※ 定期券の発行がない委託運行バス等の場合は、定期券の有効期間をバス等の利用期間に、定期券の実費負担額を委託バス等の利用に係る支払額に読み替えて適用します。

#### イ 下宿費

提出期日までに校長に申請書を提出した場合は、下宿に居住し、それにかかる部屋代を支払った月分から補助金を支給します。

ただし、提出期日を超えて交付申請書を提出した場合には、当該申請のあった日の属する月分から補助金を支給します。

### (2) 増（減）額認定の場合

上記(1)で交付申請書を提出した後、年度途中において住所の変更、転学等により、申請内容に変更が生じた場合には、「変更承認申請書」（別記第2号様式）→43ページの提出が必要となります。

#### ア 通学費

変更承認申請書の提出があった場合の変更後に係る補助金の支給の始期は、上記(1)の  
アと同様です。

ただし、減額改定の場合にあっては、書類提出日にかかわらず当該事由の発生した日か  
ら補助金の額を改定します。

イ 下宿費

変更申請書の提出があった場合の変更後の補助金の支給の始期は、上記(1)のイと同様  
です。

ただし、減額改定の場合にあっては、書類提出日にかかわらず当該事由の発生した月分  
から補助金の額を改定します。

なお、上記イにおいて事実発生日が月の中途の場合は、当該事由発生前の部屋代の支払  
額と事由発生後の部屋代の支払額の合計額を1か月あたりの部屋代の基本額とします。

(3) 補助の取消し

住居の移転などの事由により申請内容が変更となり、補助要件の対象となくなっ  
た場合には、速やかに「変更承認申請書」及び「実績報告書」の提出が必要です。

ア 通学費

定期乗車券の有効期間の途中で、住所の変更等により補助の要件を具備しなくなっ  
た場合には、要件を具備しなくなった日の前日の属する有効期間（複数月を有効期間とする定  
期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、要件を具備しなくなった日の前日の属する  
有効期間を含む。）の定期乗車券の始期以降の有効期間内に通学した実態が確認できれば、  
その有効期間の定期乗車券の額（有効期間が複数月である場合は、当該定期乗車券の額を  
有効期間月数で除した額）を補助対象の基本額とします。

イ 下宿費

下宿等に居住していて、月の途中で住居の変更等により補助の要件を具備しなくなっ  
た場合には、当該月分の支払った部屋代及び通学した実態が確認できれば、当該月分の支払  
った部屋代を補助対象の基本額とします。

ただし、上記ア及びイのいずれの場合においても、定期乗車券の購入や家賃の支払いの  
確認できないものについては、その期間分は支給できません。

(4) 通学実態のない月の取扱い

通学費の補助において、定期券の有効期間（複数月定期の場合は1か月毎の期間）中に、  
通学（登校）した実態が1日も無い場合は、その期間にかかる補助金は支給できません。

また、最終学年次における3月分については、卒業式以外の日において通学の実態がない  
場合は、補助金を支給しません。

## 11 補助金の振込み

通学費等負担者に補助金を振り込むため、口座振替申出書（別記第9号様式）→69ページによ  
り、あらかじめ通学費等負担者は金融機関の口座を指定することが必要です。

なお、「(株)ゆうちょ銀行」の口座へも補助金を振り込むことが出来ますが、その場合は、ゆ  
うちょ銀行・郵便局窓口において郵便貯金通帳の「銀行使用欄」に追加記載される「他金融機関  
からの振込用店名・預金種目・口座番号」が振込口座の対象となりますので留意願います。

## 12 補助金の返還

交付要綱の趣旨や交付決定通知に記載した要件に反したとき、虚偽の申請その他不正の手段に  
より補助金の交付を受給していたことが判明し、交付の決定を取り消した場合は、補助金を返還  
してもらう必要がありますので、申請者にあっては提出する書類についてその内容を十分に確認  
する必要があります。

## 13 申請等の手続きについての留意事項

(1) 交付申請書の提出について

交付申請書の提出は7月末までに学校に提出することになってはいますが、定期券の購入確認  
などが必要なことから、可能な限り4月末までに交付申請書に4月分の定期券の写又は下宿等  
にかかる契約書と4月分の家賃の領収書（部屋代がわかるもの）の写しを添付して提出してく

ださい。

- (2) 概算払申請書の提出について  
補助金の交付決定を受けた後、概算払を希望する場合には、概算払申請書の提出が必要です。  
概算払により補助金の支払いを受けるためには、月毎の実績を確認するための書類（概算払申請書及び定期乗車券の写し又は支払対象月が確認できる部屋代の領収書の写し、実績に係る資料）を学校長に提出し、その実績の確認がされた後、対象月分を翌月に受けることができます。  
また、概算払を希望しない場合は、4月～3月分を一括して翌年4月に支給することとなります。
- (3) 有効期間が3月中途から4月中途の定期券を購入した場合の取扱いについて  
1か月を有効期間とする定期乗車券の始まりが3月中途（複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始まりが3月中途の場合も含む。）となる分については、3月中の有効期間内に通学した実態があれば、3月分の実績として、当該年度の補助金の算定の対象となります。  
ただし、この場合における4月初日から有効期間の終期（複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が3月中途の場合の4月初日から有効期間の終期も含む。）の分については、通学した実態の有無にかかわらず、補助金の算定の対象とはなりません。  
また、始期以降の3月中の有効期間内に通学した実態がなく、4月初日から有効期間の終期において通学した実態がある場合は、翌年度の要綱に基づく4月分として交付申請時に当該分を含めて申請することになります。
- (4) 定期乗車券や家賃領収書の添付について  
補助金の支払いを受けるためには、通学費の場合は購入済みの全ての定期券の写し又は領収書の写しの添付が必要となります。  
また、下宿等の場合は家賃の支払いに関する領収書の写しの添付が必要となりますので、定期券を購入した際や家賃を支払った際には、その都度学校に提示するとともにコピーを大切に保管しておいてください。  
添付書類として指定されている定期乗車券の写しや領収書の写しの添付が無い月があった場合は、購入額や支払い額の確認が出来なくなり、補助金の支給対象とならなくなりますので、定期乗車券や家賃領収書のコピーを提出時まで厳重に保管されますようお願いいたします。
- (5) 定期乗車券や家賃領収書の保管方法について  
上記(4)の添付書類の保管方法については、購入又は支払いの都度、定期乗車券や領収書原本を学校に提出し、学校においてコピーをとった上で、生徒に原本とコピーを返却する方法（学校でも別に1部コピーを保管）をとるように学校にお願いしておりますので、ご協力についてよろしくお願いいたします。
- (6) 下宿における領収書について  
下宿の場合は、部屋代のみが補助の対象になりますので、家主さんに対し、領収書については、部屋代と食費等や管理費等が区別できるように領収書をもらうようお願いしてください。  
なお、どうしても部屋代と食費の区別が明確でない領収書しか発行されない場合は、部屋代については支払い総額の100分の40に相当する額を部屋代としての補助対象額とし、その額から10,000円を控除した額を補助する算定となりますので、家主さんに対し、趣旨を説明の上、部屋代の額がわかる領収書を発行してもらうようお願いしてください。
- (7) 申請時の所得が主たる生計維持者の失職等により、前年の所得と著しく異なる場合について  
年度中途に所得の変動があり、前年の所得額と比較して著しく異なることが想定される場合は、年度中途から補助の対象となることもありますので、もしそのような状況が見込まれる場合は学校又は教育局に相談してください。
- (8) 世帯人員について  
所得基準額における世帯人員は、生計を同じくする者全員が対象となりますので、世帯状況申出書に収入の状況（前年の収入（所得））を記載して提出してください。  
なお、収入がある場合については、所得証明書を添付する必要があります。

別表 2

募集停止年度	1 募集停止校所在市町村	2 募集停止校遠方市町村	3 最寄り市町村	4 同一学科校所在市町村
	<p>北海道教育委員会が策定した公立高等学校配置計画により、平成27年度から令和2年度の間募集停止となった道立高等学校（以下「募集停止校」という。）が当該募集停止時に所在していた市町村又は地域。ただし、当該募集停止時に、募集停止校以外の公立高等学校が所在する市町村又は地域を除く。</p> <p>※この場合の市町村とは、平成16年合併前の212市町村を基本とします。</p>	<p>地理的状況や公共交通機関の運行状況等から、募集停止校所在市町村と同様の影響を受けると認められる市町村又は地域</p>	<p>1 学年4学級以上の規模の道立高等学校が所在する最も近隣の市町村</p>	<p>職業学科を設置している道立高等学校が募集停止になった場合に、同一学科の高校（募集停止となった職業学科校と類似の系列を有する総合学科校を含む。）が所在する近隣市町村</p>
平成27年度				
平成28年度	小清水町		網走市	
平成29年度	共和町		岩内町	
	滝上町		紋別市	
	新得町		芽室町（平成29年度から修学している者については、清水町）	
平成30年度				
令和元年度				
令和2年度				

14 1年間の事務手続きの流れ

○道立高校・市町村立高校生徒分

	生徒・通学費等負担者	学 校	教育局
4月	交付申請書を学校に提出（7月末まで） ○添付書類 ・交付申請内訳書 ・世帯状況申出書 ・定期券の写し ・賃貸契約書・部屋代領収書の写し ・所得証明書 ・口座振替申出書 ・その他（必要に応じ申立書等）	合格通知発送時・入学時などにおいて新入学生徒に補助制度の周知（出身中学校参考）  交付申請書類確認 添付書類確認  交付申請一覧表作成添付書類確認終了後教育局に提出	学校から提出された交付申請書類を審査  申請者に対し交付決定通知 教育局→学校→生徒・通学費等負担者
	概算払希望者（交付決定以降）速やかに概算払申請書提出 ○添付書類 ・定期券の写し（提出済分除く） ・部屋代領収書の写し（同上） ・実績に係る資料	※概算払申請書類確認 添付書類確認 確認終了後教育局に提出	※学校から提出された概算払申請書類を審査  申請者に対し概算払決定通知 教育局→学校→生徒・通学費等負担者
5月	概算払申請書等の写し保管 概算払希望者（翌月以降も同様） ○提出書類 ・概算払申請書 ・定期券の写し ・部屋代領収書の写し ・実績に係る資料	※4月と同様（翌月以降も同様）	※4月と同様（翌月以降も同様）  学校から提出された概算払申請書等により前月実績分を概算払支出（翌月以降も同様）
6月	概算払申請書等の写し保管 （概算払希望者は学校へ提出）		
7月	同 上	補助対象想定生徒で申請書類未提出者の確認	
8月	同 上		
9月	同 上		
10月	同 上		
11月	同 上		
12月	同 上		
1月	同 上		
2月	同 上	申請書提出済生徒に対し実績報告書の提出周知	
3月	実績報告書を学校に提出（4月5日まで） ○添付書類 ・実績報告内訳書 ・定期券の写し（提出済分除く） ・部屋代領収書の写し（同上） ・実績に係る資料		
4月		実績報告書類確認 添付書類確認 実績報告一覧表作成添付書類確認終了後教育局に提出	学校から提出された実績報告書類を審査 実績確認に精算払支出



15 1年間の事務手続きの流れ

○私立高校生徒分

	生徒・通学費等負担者	学 校	総務部学事課	教育庁
4月	交付申請書を学校に提出（7月末まで） ○添付書類 ・交付申請内訳書 ・世帯状況申出書 ・定期券の写し ・賃貸契約書・部屋代領収書の写し ・所得証明書 ・口座振替申出書 ・その他（必要に応じ申立書等）	合格通知発送時・入学時などにおいて新入学生徒に補助制度の周知（出身中学校参考）  交付申請書類確認 添付書類確認  交付申請一覧表作成添付書類確認終了後学事課に提出	学校から提出された交付申請書類を審査  審査後書類一式を教育庁へ提出	学事課から提出された書類をもとに交付決定 申請者に対し交付決定通知  教育庁→学事課→高校→生徒・通学費等負担者
	概算払希望者（交付決定以降） 交付申請を行い、交付決定後、速やかに概算払申請書提出 ○添付書類 ・定期券の写し（提出済分除く） ・部屋代領収書の写し（同上） ・実績に係る資料	※概算払申請書類確認 添付書類確認 確認終了後教育局に提出	※学校から提出された概算払申請書類を審査  審査後に書類を教育庁に提出（教育庁が別途指示する日まで）	学事課から提出された書類をもとに、申請者に対し概算払決定通知  教育庁→学事課→高校→生徒・通学費等負担者
5月	概算払申請書等の写し保管 概算払希望者（翌月以降も同様） ○提出書類 ・概算払申請書 ・定期券の写し ・部屋代領収書の写し ・実績に係る資料	※4月と同様（翌月以降も同様）	※4月と同様（翌月以降も同様）	学事課から提出された概算払申請書等により前月実績分を概算払支出（翌月以降も同様）
6月	概算払申請書等の写し保管 （概算払希望者は学校へ提出）			
7月	同 上	補助対象想定生徒で申請書類未提出者の確認		
8月	同 上			
9月	同 上			
10月	同 上			
11月	同 上			
12月	同 上			
1月	同 上			
2月	同 上	申請書提出済生徒に対し実績報告書の提出周知		
3月	実績報告書を学校に提出（4月5日まで） ○添付書類 ・実績報告内訳書 ・定期券の写し（提出済分除く） ・部屋代領収書の写し（同上） ・実績に係る資料			
4月		実績報告書を確認 添付書類確認 実績報告一覧表作成添付書類確認終了後総務部学事課に提出	学校から提出された実績報告書類を審査 審査後に書類を教育庁に提出（教育庁が別途指示する日まで）	学事課から提出された実績報告書類をもとに精算払支出

## 高等学校生徒遠距離通学費等補助制度の概要

事 項	内 容																					
1 補助の目的	○ 道立高校の募集停止に伴い、遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費（間借代を含む）にかかる経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保に努める																					
2 補助要件	<p>○ 中学校等卒業時に募集停止校所在市町村に居住し、かつ、その市町村に所在する中学校等を卒業して、通学区域内の他の高校へ修学した生徒の保護者等</p> <p style="text-align: center;">世帯人員別基準額 (千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">2人</th> <th style="width: 12.5%;">3人</th> <th style="width: 12.5%;">4人</th> <th style="width: 12.5%;">5人</th> <th style="width: 12.5%;">6人</th> <th style="width: 12.5%;">7人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額</td> <td style="text-align: center;">5,584</td> <td style="text-align: center;">6,020</td> <td style="text-align: center;">6,296</td> <td style="text-align: center;">6,560</td> <td style="text-align: center;">6,759</td> <td style="text-align: center;">所得換算額から別途積算</td> </tr> <tr> <td>上記収入基準額の所得換算額</td> <td style="text-align: center;">3,923</td> <td style="text-align: center;">4,273</td> <td style="text-align: center;">4,493</td> <td style="text-align: center;">4,703</td> <td style="text-align: center;">4,883</td> <td style="text-align: center;">1人増す毎に160千円を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収入額または所得額が、上記のいずれかの基準額未満の世帯</p>		2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	所得換算額から別途積算	上記収入基準額の所得換算額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	1人増す毎に160千円を加算
	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上																
収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	所得換算額から別途積算																
上記収入基準額の所得換算額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	1人増す毎に160千円を加算																
3 補助額の算定	<p>(1) 通学費 (1か月あたり)</p> <p>○ 月額実費負担額に対し10,000円を超えた額を補助</p> <p>① 実際に保護者が負担した定期券購入額をもとに補助額を算定 ただし、上記の額が次により算定した額を超える場合は、その額を上限</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <p>・ 同一通学区域内で望ましい規模の高校が所在する最も近隣の市町内の高校までの通学費から10,000円を控除した額</p> </div> <p>② 職業学科校の募集停止の場合は上記のほか、近隣の同一学科の高校までの通学費から10,000円を控除した額</p> <p>(2) 下宿費 (1か月あたり)</p> <p>○ 月額実費負担額（部屋代）に対し10,000円を超えた額を補助（25,000円を上限）</p> <p>① 部屋代の額が明確でない場合の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下宿の場合 → 総支払い額の100分の40を部屋代相当額とする</li> <li>・ 間借りで支払額に電気・水道等の料金が含まれている場合 → 総支払い額の100分の90を部屋代相当額とする</li> </ul> <p>② 生活保護受給者については月額実費負担額（部屋代）を補助額とし35,000円を上限</p> <p>③ 学校設置者が運営する寮や寄宿舍の入寮者も下宿費の対象</p> <p>(3) その他</p> <p>○ 市町村等が独自に実施している通学費等補助金を受給している場合は、道補助金と市町村等補助金の合計額が実費負担額を超えないよう調整</p> <p>○ 長期欠席等で定期券の有効期間内に全日欠席した場合及び最終学年の3月など、通学実態が無い月分については通学費分は支給しない</p>																					
4 補助期間	○ 募集停止後5年間 (募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまで補助)																					
5 提出書類及び提出期限、支給時期	<p>○ 交付申請書 「原則として7月末まで」</p> <p>○ 概算払申請書 「補助金の交付決定後、希望する時期に」 → 実績確認を行い、申請月分を申請があった翌月末日までに支給（2月分まで）</p> <p style="margin-left: 20px;">(希望者のみ)</p> <p>○ 実績報告書 「翌年4月5日まで」 → 未支給分を翌年4月に支給</p>																					
6 事後の確認行為等	○ 交付申請時、概算払申請時、実績報告書提出の際に、各月にかかる購入済定期券の写し等により実費支払額を確認																					
7 事務処理等	<p>○ 公立高校生徒→書類は学校長を經由し、所管教育局において支出処理</p> <p>○ 私立高校生徒→書類は学校長、総務部法務・法人局学事課を經由し、教育庁において支出処理</p>																					
8 その他	○ 新たに課題等が生じた場合は検討のうえ必要に応じて見直しを行う																					

## 通学費補助の具体事例図

区 分	考 え 方
<p>事例図 1</p> <p>望ましい規模の高校のある最も近隣の市町内に複数の高校がある場合の取扱い</p>	<p>○ 原則として実際に通学する学校までの通学費を基準に補助 ○ どの高校・学科に進学するかは本人の自由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">望ましい規模（1学年4学級以上）の高校のある最も近隣の市町</p> <p>The diagram shows A town (A町) with A high school (A高校 普通科) as the recruitment stop school. Students from A town go to:         <ul style="list-style-type: none"> <li>C high school (C高校 工業科) in B city (B市)</li> <li>E high school (E高校 商業科) in B city</li> <li>D high school (D高校 普通科) in B city</li> <li>F high school (F高校 普通科) in B city, noted as the highest tuition in the city.</li> <li>G high school (G高校) in G town (G町)</li> <li>H high school (H高校 普通科) in H town (H町)</li> <li>I high school (I高校 普通科) in I town (I町)</li> </ul> </p> </div> <p>① A高校の募集停止によりC、D、E、F高校に進学した場合は、望ましい規模の高校のある最も近隣の市町であるB市内の高校までの額を限度することから、当該高校への実費負担額から10,000円を控除した額を補助額とする。</p> <p>② G、H、I高校に進学した場合は、B市で最も通学費が高額となるF高校とG、H、I高校までの通学費を比較して低廉な額から10,000円を控除した額を補助額とする。</p>
<p>事例図 2</p> <p>職業科の取扱い</p>	<p>○ 同一学科の高校まで補助</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">望ましい規模（1学年4学級以上）の高校のある最も近隣の市町</p> <p>The diagram shows J town (J町) with J high school (J高校 職業科) as the recruitment stop school. Students from J town go to:         <ul style="list-style-type: none"> <li>L high school (L高校 普通科) in K city (K市), noted as the highest tuition in the city.</li> <li>M high school (M高校 職業科) in K city</li> <li>N high school (N高校 職業科) in N city (N市), noted as the nearest school of the same discipline.</li> <li>P high school (P高校 普通科) in P town (P町)</li> </ul> </p> <p>※K市に同一学科が無い場合は近隣の同一学科の高校まで</p> <p>近隣の同一学科校（普通科高校におけるJ町と同じ通学区域内の市町）</p> </div> <p>③ 職業学科のJ高校の募集停止に伴い近隣の同一学科のある高校までの額を限度とし、K市内に同一学科の高校がある場合は、K市内のL高校への実費負担額から10,000円を控除した額を限度。</p> <p>④ K市内に同一学科の高校がない場合は、N高校への実費負担額から10,000円を控除した額を補助。 なお、P町のP高校に進学した場合は、K市内の高校までの額を限度とするので、K市で最も通学費が高額となるL高校とP高校までの通学費を比較して、低廉な額から10,000円を控除した額を補助額とする。</p>

※ 生活保護費受給者は、高等学校就学費として保護費の中に通学費が支給されているため、通学費の補助対象者に該当しません。

## 下宿費等補助の具体事例

区 分	考 え 方
下宿の場合 事例 1	<p>1 箇月あたりの下宿代 55,000円 内訳（部屋代 30,000円 食費 25,000円）</p> <p>部屋代に対し補助を行うので <math>30,000円 - 10,000円 = 20,000円</math> → 1 箇月あたりの補助額</p> <p>※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額（部屋代）を補助額とするので、 1 箇月あたりの補助額は 30,000円</p>
事例 2	<p>1 箇月あたりの下宿代 60,000円 内訳（部屋代 36,000円 食費 24,000円）</p> <p>部屋代に対し補助を行うので <math>36,000円 - 10,000円 = 26,000円</math> 下宿費等の補助額上限が25,000円であるので、1 箇月あたりの補助額は 25,000円</p> <p>※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額（部屋代）を補助額とするが、 部屋代が補助上限額35,000円を超えているので、1 箇月あたりの補助額は 35,000円</p>
事例 3	<p>1 箇月あたりの下宿代 50,000円 内訳（契約上部屋代と食費の内訳が示されてなく、家主に各々の額がわかる領収証書の発行を依頼したが、どうしても区分した領収証書をもらえない場合）</p> <p>部屋代が明確でない場合は、実施要領の5により、部屋代相当額を100分の40で積算 <math>50,000円 \times 40/100 = 20,000円</math> <math>20,000円 - 10,000円 = 10,000円</math> → 1 箇月あたりの補助額</p> <p>※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額（部屋代）を補助額とするので、 1 箇月あたりの補助額は 20,000円</p>
間借りの場合 事例 4	<p>1 箇月あたりの間借り家賃 29,000円 内訳（部屋代 29,000円 管理費等 なし）</p> <p><math>29,000円 - 10,000円 = 19,000円</math> → 1 箇月あたりの補助額</p> <p>※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額（部屋代）を補助額とするので、 1 箇月あたりの補助額は 29,000円</p>
事例 5	<p>1 箇月あたりの間借り家賃 33,000円 内訳（部屋代 32,000円 管理費等 1,000円）</p> <p>部屋代に対し補助を行うので <math>32,000円 - 10,000円 = 22,000円</math> → 1 箇月あたりの補助額</p> <p>※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額（部屋代）を補助額とするので 1 箇月あたりの補助額は 32,000円</p>
事例 6	<p>1 箇月あたりの間借り家賃 40,000円 内訳（部屋代 40,000円 管理費等 なし）</p> <p><math>40,000円 - 10,000円 = 30,000円</math> 下宿費等の補助額上限が25,000円であるので、1 箇月あたりの補助額は 25,000円</p> <p>※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額（部屋代）を補助額とするが、 部屋代が補助上限額35,000円を超えているので、1 箇月あたりの補助額は 35,000円</p>

月の途中で住居の移転に伴い、家賃額が変更となった場合の取扱い事例

事例1 月の途中で転居し、新旧家賃を日割りで支払った場合（増額改定）

9 / 1	下宿先変更 9 / 15	9 / 30
旧部屋代家賃            30,000円 9月分支払い額        15,000円	新部屋代家賃            35,000円 9月分支払い額        25,000円	

9月分の家賃支払合計額は、15,000円 + 25,000円 = 40,000円を基本額とし、10,000円を控除して補助上限の25,000円を補助。

事例2 月の途中で転居し、旧家賃を日割りで、新家賃は0円の場合（増額改定）

9 / 1	下宿先変更 9 / 25	9 / 30
旧部屋代家賃            30,000円 9月分支払い額        27,000円	新部屋代家賃            35,000円 9月分支払い額        0円	

9月分の家賃支払合計額は27,000円を基本額とし、10,000円を控除して17,000円を補助。

事例3 月の途中で転居し、旧家賃は0円、新家賃は全額支払った場合（減額改定）

9 / 1	下宿先変更 9 / 3	9 / 30
旧部屋代家賃            35,000円 9月分支払い額        0円	新部屋代家賃            32,000円 9月分支払い額        32,000円	

9月分の家賃支払合計額は、32,000円のため10,000円を控除し、22,000円を補助。

事例4 月の途中で転居し、旧家賃を日割りで、新家賃は全額支払った場合（減額改定）

下宿先変更			
9 / 1		9 / 15	9 / 30
旧部屋代家賃	35,000円	新部屋代家賃	32,000円
9月分支払い額	18,000円	9月分支払い額	32,000円

9月分の家賃支払合計額は、18,000円 + 32,000円 = 50,000円を基本額とし、10,000円を控除して補助上限の25,000円を補助。

事例5 月の途中で転居し、旧家賃、新家賃とも日割りで支払ったが、その合計額が旧家賃に満たない場合（減額改定）

下宿先変更			
9 / 1		9 / 15	9 / 30
旧部屋代家賃	35,000円	新部屋代家賃	32,000円
9月分支払い額	15,000円	9月分支払い額	15,000円

9月分の家賃支払合計額は、15,000円 + 15,000円 = 30,000円を基本額とし、10,000円を控除して20,000円を補助。

## 通学費等補助制度の補助期間の考え方

- 原則募集停止後5年間
- 募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまで補助

※網掛け部分が補助対象

① 支給例: 平成28年度募集停止  
27年度の中学校1年生から3年生が対象

		3年分発表			募集停止					
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
					支給開始				支給終了	
	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年			
		小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年		
			小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年	
				小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年
					← 5年 →					

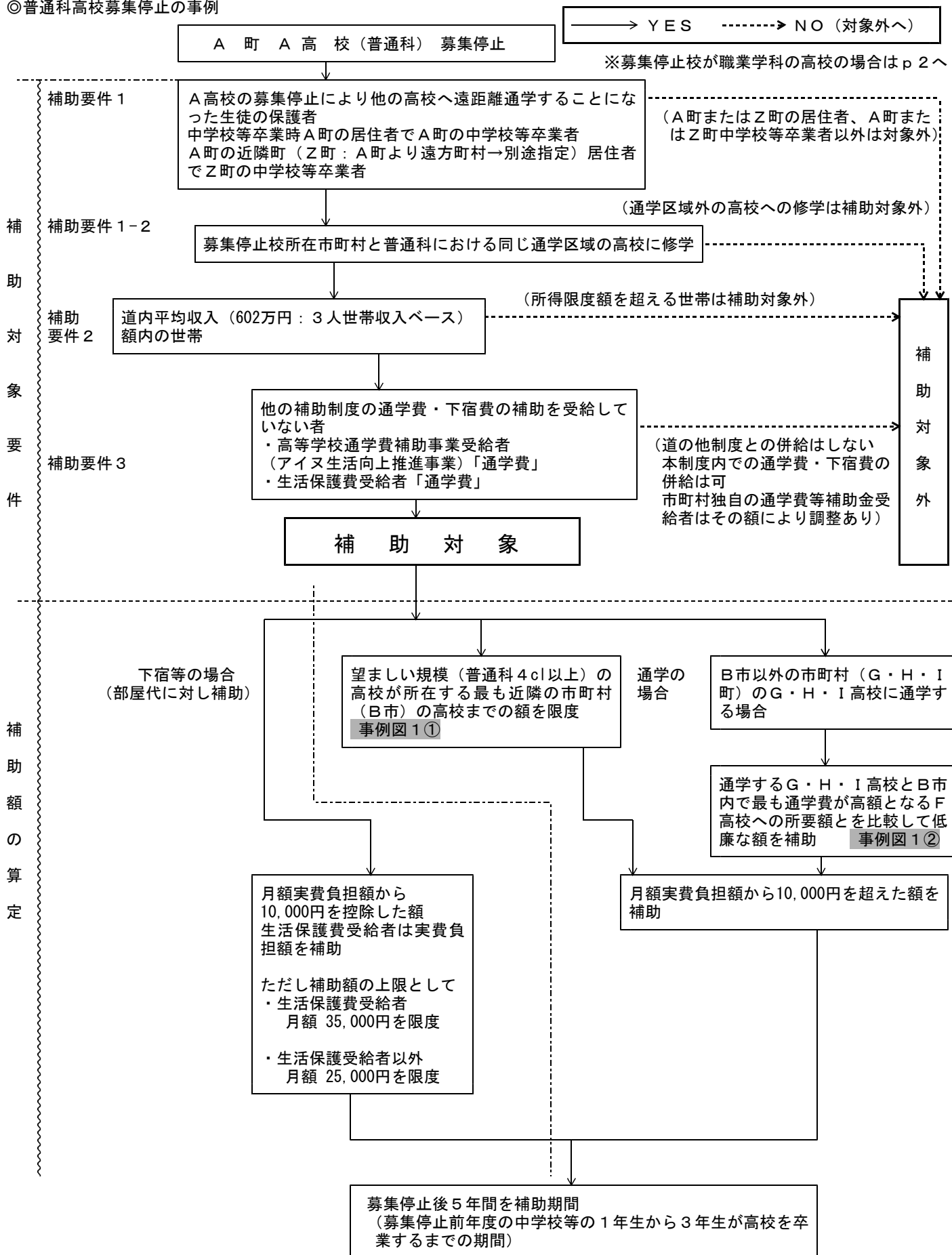
② 支給例: 平成29年度募集停止  
28年度の中学校1年生から3年生が対象

			3年分発表			募集停止				
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
						支給開始				支給終了
		小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年		
			小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年	
				小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年
				小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年
					← 5年 →					

※ 定時制課程に修学している生徒については、修業年限が3年以上のため、上記支給例の期間とは異なることがあります。

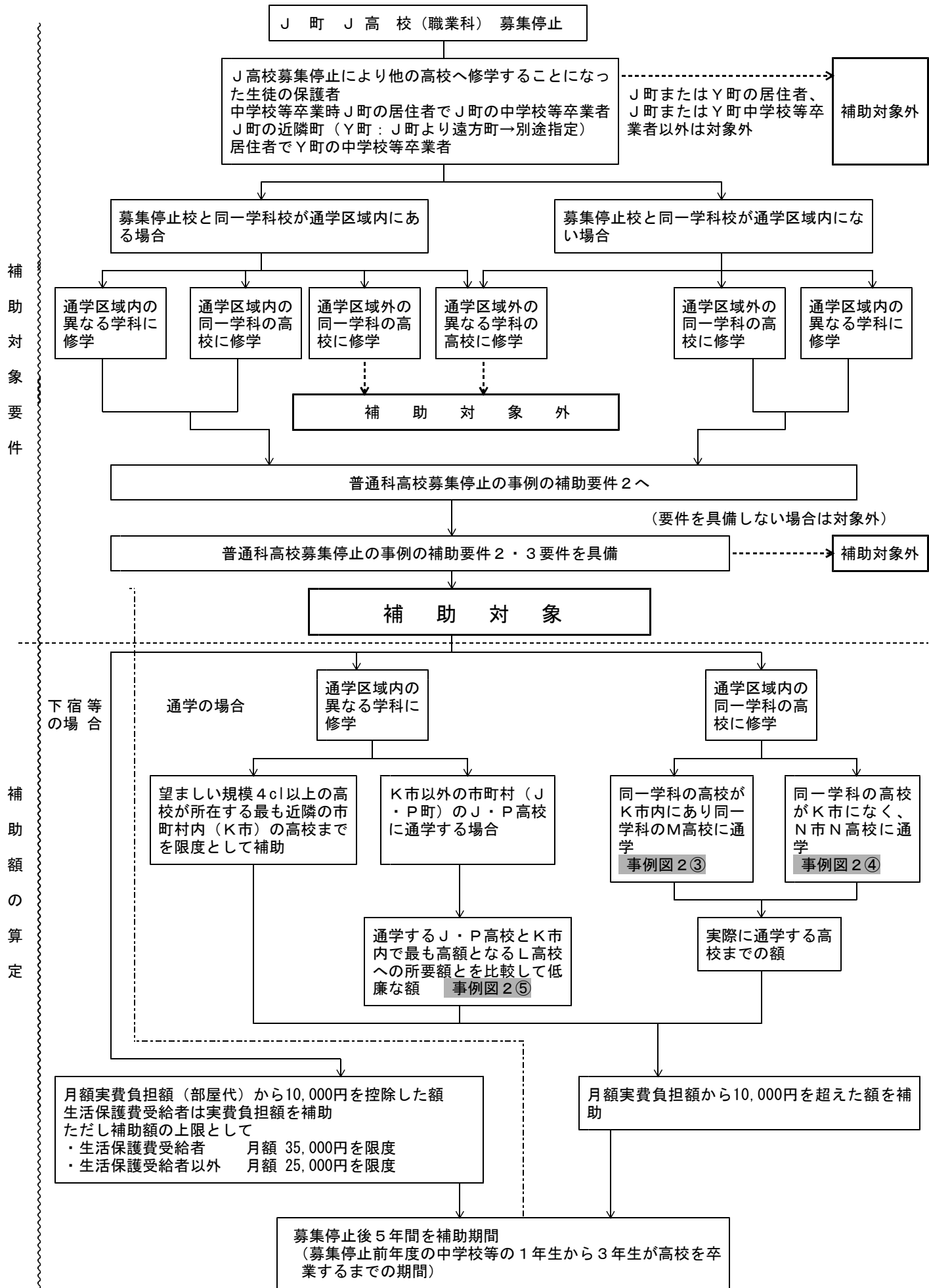
# 対象要件・補助額算定フローチャート

◎普通科高校募集停止の事例





◎職業学科校募集停止の事例



## 提出書類作成チェックシート

## 交付申請書提出時チェックシート（申請者用）

### ○ 交付申請書（教育第34号様式）

- 通学費負担者の押印があるか。
- 通学費負担者の住所が募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村となっているか。（単身赴任等を除く）
- 交付申請額は、交付申請内訳書（教育第35号様式）の「交付申請額」（EまたはL）欄の金額と一致しているか。
- 中学校卒業時の住所が募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村になっているか。
- 募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村の中学校を卒業しているか。
- 募集停止となる前年度に中学生であったか。
- 募集停止後5年以内の期間での申請であるか。
- 申立て欄に通学費等負担者の押印があり、有無の欄に○印が付されているか。
- 申立ての有に○印が付されている者が、通学費の申請を行っていないか。（市町村等の補助金受給者を除く）
  - ※ 生活保護費受給者及び北海道が他に実施している通学費等の補助金を受給している場合は補助対象には該当しませんので、有に○印を付した場合は通学費の申請は出来ません。

## 交付申請書提出時チェックシート（申請者用）

### ○ 交付申請内訳書（教育第35号様式）

#### 1 通学費

##### (1) 通学方法等

- 利用交通機関が複数ある場合は、区分して記入しているか。
- 定期券の額と有効期間が連動しているか。
- 年間購入予定額が1か月分×年間購入予定月数などと積算されているか。
- 年間購入予定額の合計額欄も記載されているか。

##### (2) 補助金交付申請額の算出

- 「1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）」A欄は、(1)通学方法等の「定期乗車券の額÷有効期間」となっているか。
- 「月額超過額」C欄の引き算が正しいか。
- D欄がC×申請月数になっているか。
- 「交付申請額」E欄はD欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。
- 市町村等からの通学費等の補助金等を受給予定の場合、F欄に市町村からの補助金等の受給予定額（年額）を記載したか。また、予定額を記入した場合は、交付申請書の申し立て欄の有に○印を付しているか。

※ 定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の有効期間をバス等の利用期間に、定期券の購入額をバス等の利用に係る支払額に読み替えて確認してください。

#### 2 下宿費

##### (1) 下宿方法等

- 下宿・間借りのいずれかに○印を付したか。
- 下宿・間借り先の住所及び家主を記載したか。
- 1月当たりの下宿・間借り代の経費で部屋代を記載したか。
- 部屋代に係る年間支払い予定額がG×年間支払予定月数と積算しているか。

##### (2) 補助金交付申請額の算出

- 「1月当たりの部屋代額（基本額）」H欄は、(1)下宿方法等の「1月当たりの下宿・間借り代経費」のG欄の額と一致しているか。
- 「控除額」I欄は生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円となっているか。
- 「月額超過額」J欄の引き算が正しいか。（生活保護費受給者は35,000円が上限、それ以外の者は25,000円が上限であるが、その額以内となっているか。）
- K欄がJ×申請月数になっているか。
- 「交付申請額」L欄はK欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。
- 市町村からの通学費等の補助金等の受給（予定）する場合、M欄に市町村からの補助金等の受給予定額（年額）を記載したか。また、予定額を記入した場合は、交付申請書の申し立て欄の有に○印を付しているか。

## 交付申請書提出時チェックシート（申請者用）

### ○ 交付申請に係る添付書類

- 通学費補助の申請の場合、通学区間、利用交通機関に記載されている4月分の定期券の写しを添付したか。
- 委託運行バス等を利用している場合、契約書の写し等を添付したか。（定期券の発行がない場合は、さらに利用区間・期間のわかる書類、支払額に係る領収書の写しを添付したか。）
- 下宿費等の場合、賃貸契約書の写し及び4月分の部屋代がわかる領収書を添付したか。
- 扶養親族数が記載された所得証明書を添付したか。
- 様式以外の所得証明書の場合に、扶養親族数が記載されているか。
- 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書の場合、併せてその他の所得証明書を添付しているか。
- 座振替申出書を添付したか。
- 座振替申出書に通学費負担者の印を押印したか。
- 座振替申出書に金融機関の支店名まで記載したか。
- 座振替申出書に普通預金か当座預金かの○印を記載したか。
- 金融機関名が「(株)ゆうちょ銀行」の場合、他金融機関からの振込用店名・預金種目・□座番号となっているか。
- 座名義人は通学費等負担者名になっているか。
- 税法上、生徒の扶養親族となっていない者を通学費等負担者として申請する場合等について、申立書を添付したか。
- 下宿・間借りにおいて、補助対象生徒以外に同居者がいる場合、家賃負担状況等申立書を添付したか。

## 実績報告書提出時チェックシート（申請者用）

### ○ 実績に係る資料（別記第5号様式又は第6号様式）

#### 1 通学費（別記第5号様式）

- 記入例を参照したか。
- 「通学区間・利用交通機関」欄が交付申請時の状況と一致しているか。
- 利用交通機関が複数ある場合、それぞれの定期券の購入について記載したか。
- 各月の定期券の有効期間と定期券の購入額とに整合性がとれているか。
- 定期券の購入額が交付申請時の額と一致しているものがあるか。
- 複数月の定期券を購入した場合は、購入額を月数で除して1か月当たりの実費負担額を積算したか。
- 概算払を受けている場合は、提出済みの「実績に係る資料」の4～2月分の記載内容と一致しているか。
- 補助金対象額が「1か月当たりの実費負担額」A欄から10,000円を控除した額となっているか。
- 定期券の購入額の合計と1か月当たりの実費負担額の合計額が一致しているか。
- 概算払申請時に添付した以外の購入済みの定期券の写しを添付したか。
- 添付した定期券の写しの有効期間と購入額が、各月毎に記載した内容と一致しているか。

※ 定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の有効期間をバス等の利用期間に、定期券の購入額をバス等の利用に係る支払額に読み替えて確認してください。

#### 2 下宿費（別記第6号様式）

- 「下宿・間借りの状況」欄が交付申請時の状況と一致しているか。
- 1か月当たりの実費負担額（下宿・間借りにおける部屋代支払額）が交付申請時の額と一致しているか。
- 補助金対象額が「1か月当たりの実費負担額」A欄から10,000円を控除した額となっているか。
- 概算払を受けている場合は、提出済みの「実績に係る資料」の4～2月分の記載内容と一致しているか。
- 概算払申請時に添付した以外の部屋代の支払い済みの領収書の写しを添付したか。
- 添付した領収書の写しの支払額が、各月毎に記載した内容と一致しているか。

## 実績報告書提出時チェックシート（申請者用）

### ○ 実績報告内訳書（教育第38号様式又は第39号様式）

#### 1 通学費（教育第38号様式）

- 利用交通機関が複数ある場合は、区分して記入しているか。
- 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄が交付申請内訳書の「通学に要する定期乗車券」の額と一致しているものがあるか。
- 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄が「実績に係る資料」の1か月当たりの実費負担額の額と一致しているか。
- 「月額超過額」C欄の引き算が正しいか。
- 「対象月数」D欄が、「実績に係る資料」の「1か月当たりの実費負担額」の月数と一致しているか。
- E欄がC×Dとなっているか。
- F欄がE欄の計となっているか。
- 「補助金精算額」G欄がF欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。
- 「概算払受領済額」H欄が4～2月分として交付された概算受領済額と一致しているか。
- 「補助金領収未済額」I欄がG－Hとなっているか。
- 「通学に使用する定期乗車券の年間購入額の合計額」J欄が「実績に係る資料」の「定期券の購入額」の合計額と一致しているか。
- 市町村等から通学費等の補助金等の受給している場合、K欄に市町村からの補助金等の受給額（年額）を記載したか。

※ 定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の購入額をバス等の利用に係る支払額に読み替えて確認してください。

#### 2 下宿費（教育第39号様式）

- 下宿・間借りのいずれかに○印を付したか。
- 下宿・間借り先の住所・家主名を記載したか。
- 1月当たりの下宿・間借り代経費のA欄に部屋代を記載したか。
- 部屋代が明確でない場合には、A欄の「部屋代」の額に、下欄の「部屋代・食費等の総計」に×40/100または90/100で積算した額を記載したか。
- 「控除額」B欄は生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円となっているか。
- 「月額超過額」C欄の引き算が正しいか。（生活保護費受給者は35,000円が上限、それ以外の者は25,000円が上限であるが、その額以内となっているか。）

- 「年間家賃支払月数」D欄は、「実績に係る資料」の「下宿・間借りにおける部屋代支払額」の月数と一致しているか。
- E欄がC×Dとなっているか。
- 「補助金精算額」F欄がE欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。
- 「概算払受領済額」G欄が4～2月分として交付された概算受領済みの額になっているか。
- 「補助金領収未済額」H欄がF－Gとなっているか。
- 「部屋代に係る年間支払い合計額」I欄が「実績に係る資料」の「下宿・間借りにおける部屋代支払額」A欄の合計額と一致しているか。
- 市町村等から通学費等の補助金等の受給している場合、J欄に市町村からの補助金等の受給額（年額）を記載したか。

### 3 共通事項

- 「実績に係る資料」を添付したか。
- 定期券や領収書の写しを既に提出した月分以外について全て添付したか。

### ○ 実績報告書（教育第37号様式）

- 申請書に通学費負担者の印鑑があるか。
- 交付決定通知に記載している日付けや文書番号を記載したか。



## 概算払申請書提出時チェックシート（申請者用）

### ○ 実績に係る資料（別記第5号様式又は第6号様式）

#### 1 通学費（別記第5号様式）

- 記入例を参照したか。
  - 「通学区間・利用交通機関」欄が交付申請時の状況と一致しているか。
  - 利用交通機関が複数ある場合、それぞれの定期券の購入について記載したか。
  - 概算払申請書を提出する月以前に購入したすべての定期乗車券の状況を記載したか。  
概算払申請書を提出する月の定期乗車券も購入している場合は、その月の状況も含めて記載しているか。
  - 各月の定期券の有効期間と定期券の購入額に整合性がとれているか。
  - 定期券の購入額が申請時の額と一致しているものがあるか。
  - 複数月の定期券を購入した場合は、購入額を月数で除して1か月当たりの実費負担額と積算したか。
  - 補助金対象額が「1か月当たりの実費負担額」A欄から10,000円を控除した額となっているか。
  - 定期券購入額の合計と1か月当たりの実費負担額の合計額が一致しているか。
  - 交付申請時に添付した以外の購入済みの定期券の写しを添付したか。
  - 添付した定期券の写しの有効期間と購入額が、各月毎に記載した内容と一致しているか。
- ※ 定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の有効期間をバス等の利用期間に、定期券の購入額をバス等の利用に係る支払額に読み替えて確認してください。

#### 2 下宿費（別記第6号様式）

- 「下宿・間借りの状況」欄が交付申請時の状況と一致しているか。
- 「1か月当たりの実費負担額（下宿・間借りにおける部屋代支払額）」A欄が交付申請時の額と一致しているか。
- 補助金対象額が1か月当たりの実費負担額から10,000円を控除した額となっているか。
- 概算払申請書を提出する月以前に支払った部屋代の状況を記載したか。  
概算払申請書を提出する月の部屋代も支払っている場合は、その月の状況も含めて記載しているか。
- 交付申請時に添付した以外に支払済みの部屋代の領収書の写しを添付したか。
- 添付した領収書の写しの支払額が、各月毎に記載した内容と一致しているか。

○ 概算払申請書（教育第40号様式）

- 申請書に通学費負担者の印を押印したか。
- 補助金交付決定額が、交付決定通知の額と一致しているか。
- 既に概算払が決定された対象月がある場合は、今回概算払申請額に当該対象月以後の金額を記載したか。
- 概算払の申請予定時期は、概算払申請書を提出する予定月となっているか。
- 概算払の申請予定額は、概算払を申請予定額となっているか。
- 概算払の申請予定額（月毎）は交付申請時に提出している交付申請内訳書の「1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）」から10,000円を控除した額から1,000円未満を切り捨てた額となっているか。  
また、平日専用の定期乗車券を購入する等、年度当初に通学を開始した日以降、月によって1か月当たりの定期乗車券の額が変動し、交付申請は通常（土日を含む）の定期乗車券の額で行っている場合にあって、概算払を受けたい額は、実際に購入した定期乗車券の額から10,000円を控除した額から1,000円未満を切り捨てた額となっているか。
- 「実績に係る資料」（別記第5号様式又は第6号様式）を添付したか。
- 概算払の申請予定額と添付する「実績に係る資料」の月毎の補助金対象額が一致しているか。

## 各種様式及び記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書

年 月 日

様

(申請者)  
通学費等負担者  
住所  
氏名 ㊟

年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金等交付申請額

金額 \_\_\_\_\_ 円

2 通学する生徒の状況

生徒の氏名	
生徒の住所	
学校・学科名	高等学校 課程 科
中学校等卒業時の居住市町村	市・町・村 区・町
中学校等卒業年月及び中学校等名	年 月 立 卒業

3 申立て

生活保護及び他の通学費等の補助金の受給について次のとおり申し立てます。

通学費等負担者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の通学費相当分の受給について（通学費補助申請者） 有 無
- ・ 生活保護法の規定による生活扶助の受給について（下宿費補助申請者） 有 無
- ・ 北海道が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について 有 無
- ・ 市町村等が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について 有 無

4 補助事業等の実施により見込まれる効果

※申立てに当たっては、十分に確認の上、署名押印してください。

※補助事業等の実施により見込まれる効果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 2の「通学する生徒の状況」欄中の「中学校等」は、中学校のほか、義務教育学校及び特別支援学校中学部をいう。

## 記載例

### 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書

公立高校生徒は北海道教育庁（管内名）教育局長あて

令和〇年4月1日

北海道教育庁〇〇教育局長 様  
北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

(申請者)

通学費等負担者

住所 〇郡〇町1条1丁目1番地

氏名 山田一郎 ㊟

令和〇年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 1 補助金等交付申請額

金額 216,000 円

#### 2 通学する生徒の状況

生徒の氏名	山田二郎
生徒の住所	〇郡〇町1条1丁目1番地
学校・学科名	〇〇高等学校 全日制 課程 普通科
中学校等卒業時の居住市町村	〇〇市 ㊟・村 ㊟・町
中学校等卒業年月及び中学校等名	令和〇年3月〇町立 〇〇中学校 卒業

#### 3 申立て

生活保護及び他の通学費等の補助金の受給について次のとおり申し立てます。

通学費等負担者氏名 山田一郎 ㊟

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の通学費相当分の受給について（通学費補助申請者） 有 無
- 生活保護法の規定による生活扶助の受給について（下宿費補助申請者） 有 無
- 北海道が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について 有 無
- 市町村等が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について 有 無

#### 4 補助事業等の実施により見込まれる効果

補助金の受給により（通学又は下宿）に係る経済的負担が軽減され、修学機会の確保が見込まれる。

※申立てに当たっては、十分に確認の上、署名押印してください。

※補助事業等の実施により見込まれる効果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 2の「通学する生徒の状況」欄中の「中学校等」は、中学校のほか、義務教育学校及び特別支援学校中学部をいう。

## 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請内訳書

1 通学費補助  
 (1) 通学方法等

通学区間 ※	利用交通機関	通学に使用する定期乗車券	
		定期乗車券の額	有効期間
～		円	月
～			
～			
合計			

(2) 補助金交付申請額の算出

1 月当たりの定期乗車券購入額 (基本額)	控除額	月額超過額 (A-B)	C × 申請月数	交付申請額 Dの額を1,000円未満切り捨て	市町村等からの通学費に係る補助金等の受給予定額 (年額)
A	B	C	D	E	F
円	円	円	円	円	円
注2	10,000		注3		

※「通学区間」欄は、利用交通機関ごとに記入すること。

2 下宿費補助  
 (1) 下宿方法等

下宿・間借り (いずれかに丸印)	1月当たりの下宿・間借り代経費	部屋代に係る年間支払予定額
下宿先・間借先の住所、氏名		
	部屋代	円
	食事代又は光熱水費、管理費等	
	部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計) 円	

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当たりの部屋代額 (基本額)	控除額	月額超過額 (H-I)	J × 申請月数	交付申請額 Kの額を1,000円未満切り捨て	市町村等からの下宿費等に係る補助金等の受給予定額 (年額)
H	I	J	K	L	M
円	円	円	円	円	円
	※1	※2	注3		

※1 「控除額」I 欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。  
 ※2 「月額超過額」J 欄には、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。
- 注2 「1月当たりの定期乗車券購入額 (基本額)」A 欄には、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除いた額 (1円未満の端数切上げ) を記入すること。  
 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、通常 (土日を含む) の1か月を有効期間とする定期乗車券の額を記入すること。
- 注3 「C (J) × 申請月数」D (K) 欄は通学費 (下宿費) に係る補助金の交付申請の基礎となる月数に乗じた額を記入すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請内訳書

記載例

※バスのみを利用し、1か月定期を購入して通学する場合

1 通学費補助  
通学方法等

通学区間 ※	利用交通機関	通学に使用する定期乗車券	
		定期乗車券の額	有効期間
○町～■高前	バス	28,000 円	1 月
～			
合計			336,000 円

(2) 補助金交付申請額の算出

1 月当たりの定期乗車券購入額 (基本額) A	控除額 B	月額超過額 (A-B) C	C × 申請月数 D	交付申請額 Dの額を1,000円未満切り捨て E	市町村等からの通学費に係る補助金等の受給予定額 (年額) F
28,000 注2 円	10,000 円	18,000 円	216,000 注3 円	216,000 円	0 円

※「通学区間」欄は、利用交通機関ごとに記入すること。

2 下宿費補助  
(1) 下宿方法等

下宿・間借り (いずれかに丸印)	1 月当たりの下宿・間借り代経費	部屋代に係る年間支払予定額
	部屋代 G 円 食事代または管理費等 円	円
	部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計) 円	

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当たりの部屋代額 (基本額) H	控除額 I	月額超過額 (H-I) J	J × 申請月数 K	交付申請額 Kの額を1,000円未満切り捨て L	市町村等からに係る下宿費等に係る補助金等の受給予定額 (年額) M
	※1 円	※2 円	注3 円	円	円

※1 「控除額」I 欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。  
 ※2 「月額超過額」J 欄には、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。  
 注2 「1月当たりの定期乗車券購入額 (基本額)」A 欄には、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除いた額 (1円未満の端数切上げ) を記入すること。  
 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、通常 (土日を含む) の1か月を有効期間とする定期乗車券の額を記入すること。  
 注3 「C (J) × 申請月数」D (K) 欄は通学費 (下宿費) に係る補助金の交付申請の基礎となる月数となる月数を乗じた額を記入すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請内訳書

記載例

※ JRとバスを利用し、1か月定期を購入して通学する場合

1 通学費補助  
(1) 通学方法等

通学区間	利用交通機関	通学に使用する定期乗車券		
		定期乗車券の額	有効期間	年間購入予定額
○○駅～■駅	JR	8,600 円	1 月	103,200 円
■駅～■高前	バス	15,400 円	1 月	184,800 円
～				
合計				288,000 円

※「通学区間」欄は、利用交通機関ごとに記入すること。

2 下宿費補助  
(1) 下宿方法等

下宿・間借り（いずれかに丸印） 下宿先・間借先の住所、氏名	1月当たりの下宿・ 間借り代経費	部屋代 32,000 円	部屋代に係る年 間支払予定額
■市1条1丁目1番地 北海道 ひろし	下宿先・間借先の住所、氏名	32,000 円	384,000 円
	食事代又は光熱水費、管 理費等 22,000 円		
	部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計) 円		

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当りの 乗車券購 入額 (基本額)	控除額	月額超過額 (A-B)	C×申請月数	交付申請額 Dの額を1,000円 未満切り捨て	市町村等からの 通学費に係る補 助金等の受給予 定額(年額)
A 24,000 注2	B 10,000 円	C 14,000 円	D 168,000 注3	E 168,000 円	F 0 円

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当りの 部屋代 額 (基本額)	控除額	月額超過額 (H-I)	J×申請月数	交付申請額 Kの額を1,000円 未満切り捨て	市町村等からの 下宿費等に係る 補助金等の受給 予定額(年額)
H 32,000	I 10,000 円	J 22,000 円	K 264,000 注3	L 264,000 円	M 0 円

※1 「控除額」I欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。  
 ※2 「月額超過額」J欄には、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

※ 下宿に居住し部屋代と食費等が区分されている場合

- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。  
 注2 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除いた額(1円未満の端数切上げ)を記入すること。  
 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、通常(土日を含む)の1か月を有効期間とする定期乗車券の額を記入すること。  
 注3 「C(J)×申請月数」D(K)欄は通学費(下宿費)に係る補助金の交付申請の基礎となる月数となる月数を乗じた額を記入すること。



高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請内訳書

※ 複数月定期券を購入し、有効月数で除した際に割り切れない場合（手引き3ページ参照） **記載例**

1 通学費補助  
(1) 通学方法等

通学区間 ※	利用交通機関	通学に使用する定期乗車券	
		定期乗車券の額	年間購入予定額
■ 駅～■ 高前	バス	79,300 円	317,200 円
～			
～			
合計			317,200 円

※「通学区間」欄は、利用交通機関ごとに記入すること。

2 下宿費補助  
(1) 下宿方法等

下宿・ 間借り（いずれかに丸印） 下宿先・ 間借先の住所、氏名	1月当たりの下宿・ 間借り代経費	部屋代に係る年 間支払予定額
■ 市1条1丁目1番地 ■ 下宿 北海道 ひろし	26,000 円 食事または管理費等 39,000 円	312,000 円
	部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計) 65,000 円	

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。  
 注2 「1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の場合は定期乗車券の額を有効期間月数で除した額（1円未満の端数切上げ）を記入すること。  
 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、通常（土日を含む）の1か月を有効期間とする定期乗車券の額を記入すること。  
 注3 「C（J）×申請月数」D（K）欄は通学費（下宿費）に係る補助金の交付申請の基礎となる月数となる月数を乗じた額を記入すること。

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）	控除額	月額超過額（A-B）	C×申請月数	交付申請額	市町村等からの通学費に係る補助金等の受給予定額（年額）
A	B	C	D	E	F
26,434 注2	10,000 円	16,434 円	197,208 注3	197,000 円	0 円

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当たりの部屋代額（基本額）	控除額	月額超過額（H-I）	J×申請月数	交付申請額	市町村等からの下宿費等に係る補助金等の受給予定額（年額）
H	I	J	K	L	M
26,000 円	10,000 円 ※1	16,000 円 ※2	192,000 注3	192,000 円	0 円

注1 「控除額」I欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。  
 ※2 「月額超過額」J欄には、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

※下宿に居住しているが、部屋代が明確でないために、部屋代・食費等の総計に40/100を乗じて部屋代相当額を積算した場合

高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請内訳書

記載例

※ バスのみを利用し、平日専用1か月定期を購入して通学する場合

1 通学費補助  
 (1) 通学方法等

通学区間 ※	利用交通機関	通学に使用する定期乗車券	
		有効期間	年間購入予定額
○町～■高前	バス	1月	平日専用 円
～			
～			
合計			円

※「通学区間」欄は、利用交通機関ごとに記入すること。

2 下宿費補助  
 (1) 下宿方法等

下宿・間借り（いずれかに丸印）	1月当たりの下宿・間借り代経費	部屋代に係る年間支払予定額
下宿先・間借先の住所、氏名		
	部屋代 円	円
	食事代または管理費等 円	
	部屋代が明確でない場合 （部屋代・食費等の総計） 円	

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。

注2 「1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除いた額（1円未満の端数切上げ）を記入すること。  
 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、通常（土日を含む）の1か月を有効期間とする定期乗車券の額を記入すること。

注3 「C（J）×申請月数」D（K）欄は通学費（下宿費）に係る補助金の交付申請の基礎となる月数に乗じた額を記入すること。

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）	控除額	月額超過額（A-B）	C×申請月数	交付申請額 Dの額を1,000円未満切り捨て	市町村等からの通学費に係る補助金等の受給予定額（年額）
A	B	C	D	E	F
円 23,000 注2	円 10,000	円 13,000	円 156,000 注3	円 156,000	円 0

※ 4月に購入した平日専用1か月定期券額

(2) 補助金交付申請額の算出

1月当たりの部屋代額（基本額）	控除額	月額超過額（H-I）	J×申請月数	交付申請額 Kの額を1,000円未満切り捨て	市町村等からに係る下宿費等の補助金等の受給予定額（年額）
H	I	J	K	L	M
円 注1	円 注2	円 注3	円 注3	円	円

※1 「控除額」I欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。  
 ※2 「月額超過額」J欄には、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

世帯状況申出書

生徒との続柄	氏名	年齢	同居 別居	職業 ・ 学校	収入の状況		摘要
					給与等又は事業 収入(年額)	年金、失業給付等 の収入(年額)	

上記のとおり相違ないことを申し出ます。

年 月 日

(申請者)

通学費等負担者

住所

氏名

㊞

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。

2 生計を同じくする者全員について、記載すること。

3 「収入の状況」は、前年の収入(所得)の種類及び金額を記載すること。

ただし、申請時の収入(所得)が前年と著しく異なる場合には、当該事由の生じたときから起算して向こう1年間の収入(所得)の種類及び金額(推計)を記載すること。

世帯状況申出書

生徒との続柄	氏名	年齢	同居別居	職業・学校	収入の状況		摘要
					給与等又は事業収入(年額)	年金、失業給付等の収入(年額)	
父	鈴木太郎	46	同居	会社員	給与(550万円)		
母	花子	44	同居	パート	給与(50万円)		
本人	二郎	16	同居	高校生			
兄	一郎	19	同居	大学生			
祖母	キク	72	同居	なし		遺族年金(60万円)	
〇〇	佐藤ハナ	70	同居	なし			

上記のとおり相違ないことを申し出ます。

令和〇年4月22日

(申請者)

通学費等負担者

住所 〇〇郡〇〇町〇丁目

氏名 鈴木太郎 ㊟

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。

2 生計を同じくする者全員について、記載すること。

3 「収入の状況」は、前年の収入(所得)の種類及び金額を記載すること。

ただし、申請時の収入(所得)が前年と著しく異なる場合には、当該事由の生じたときから起算して向こう1年間の収入(所得)の種類及び金額(推計)を記載すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金変更承認申請書

年 月 日

様

(申請者)  
通学費等負担者  
住所  
氏名 ㊟  
学校名  
生徒氏名

年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金について次のとおり申請内容に変更がありましたので届け出ます。

1 変更内容

	学校名	住 所	通学 区間	通学 距離	利用交 通機関	1 か月分 の定期乗 車券の額	1 か月分 の下宿・間借 り代(部屋 代)の額	その他
変更前						円	円	
変更後						円	円	

2 変更理由

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の変更承認を申請する場合に使用する。

## 記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金変更承認申請書

公立高校生徒は北海道教育庁（管内名）教育局長あて

令和〇年 8月12日

北海道教育庁〇〇教育局長 様  
北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

(申請者)

通学費等負担者

住所 〇郡〇町1条1丁目1番地

氏名 山田 一郎 ㊟

学校名 北海道■高等学校

生徒氏名 山田 次郎

令和〇年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金について次のとおり申請内容に変更がありましたので届け出ます。

### 1 変更内容

	学校名	住 所	通学 区間	通学 距離	利用交 通機関	1か月分 の定期乗 車券の額	1か月分 の下宿・間借 り代(部屋 代)の額	その他
変更前		〇郡〇町 2条3丁 目	〇町 ～■ 高前		バス	円 28,000	円	
変更後		〇郡〇町 1条1丁 目1番地	〇条 ～■ 高前		バス	円 30,000	円	

### 2 変更理由

住居の移転のため

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の変更承認を申請する場合に使用する。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書

年 月 日

様

(申請者)  
通学費等負担者  
住所  
氏名

㊟

年 月 日付け教 第 号指令により補助金交付の決定を受けた高等学校生徒遠距離通学費等補助金の実績報告書を提出します。

なお、本補助事業の成果は次のとおりです。

[補助事業等の成果（実施結果）]

--

※ 補助事業等の成果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の実績報告をする場合に使用すること。

## 記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書

公立高校生徒は北海道教育庁（管内名）教育局長あて

令和〇年 3月31日

北海道教育庁〇〇教育局長 様  
北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

(申請者)

通学費等負担者

住所 〇郡〇町1条1丁目1番地

氏名 山田 一郎 ㊟

令和〇年6月〇日付け教改第〇〇号指令により補助金交付の決定を受けた高等学校生徒遠距離通学費等補助金の実績報告書を提出します。

なお、本補助事業の成果は次のとおりです。

### [補助事業等の成果（実施結果）]

本補助金により（通学又は下宿）に係る経済的負担が軽減され、修学機会の確保につながった。

※ 補助事業等の成果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の実績報告をする場合に使用すること。



## 高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告内訳書

○ 通学費補助

1月当たりの 定期乗車券購 入額（基本額） ※1	A	控除額 B	月額超過額 （A-B） C	対象月数 D	C×D E	Eの合計 F	補助金精算額 ※Fの額を 1,000円未満 切り捨て G	概算払 受領済額 H	補助金領収未 済額 （G-H） I	通学に使用す る定期乗車券 の年間購入額 J	市町村等から の通学費に係 る補助金等の 受給額（年額） K
円	円	円	円	月	円	円	円	円	円	円	円
※1	10,000						※2			※3	

※1 「1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）」A欄には、月によって購入方法が異なる場合は、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期額を有効月数で除いた額を記入すること。

※2 「補助金精算額」G欄には、「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」J欄から「市町村からの通学費に係る補助金等の受給額（年額）」K欄を差し引いた額を限度として記載すること。

※3 「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」J欄には、要領別記第5号様式「実績に係る資料」の「定期券の購入額」の合計額を転記すること。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。

記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告内訳書

○ 通学費補助

1月当たりの 定期乗車券購 入額（基本額） A	控除額 B	月額超過額 （A－B） C	対象月数 D	C×D E	Eの合計 F	補助金精算額 ※Fの額を 1,000円未満 切り捨て （注）2 G	概算払 受領済額 H	補助金領収未 済額 （G－H） I	通学に使用す る定期乗車券 の年間購入額 （注）3 J	市町村等から の通学費に係 る補助金等の 受給額（年額） K
26,000 円	10,000 円	16,000 円	6 月	96,000 円	円	円	円	円	円	円
28,000 円	10,000 円	18,000 円	2 月	36,000 円	166,000	166,000	96,000	70,000	266,000	0
27,000 円	10,000 円	17,000 円	2 月	34,000 円						
※1						※2			※3	

※1 「1月当たりの定期乗車券購入額（基本額）」A欄には、月によって購入方法が異なる場合は、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期額を有効月数で除いた額を記入すること。

※2 「補助金精算額」G欄には、「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」J欄から「市町村からの通学費に係る補助金等の受給額（年額）」K欄を差し引いた額を限度として記載すること。

※3 「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」J欄には、要領別記第5号様式「実績に係る資料」の「定期券の購入額」の合計額を転記すること。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告内訳書

○ 下宿費補助

居住状況 下宿・間借 (いづれかに丸印) 下宿・間借り先の 住所・氏名	1月当たりの 下宿・間借り 代経費 (基本額)	控除額	月額超過額 (A-B)	年間家賃支払 月数	C×D	補助金精算額 ※Eの額を 1,000円未満 切り捨て	概算払受領 済額	補助金額収 未済額 (F-G)	部屋代に係 る年間支払 額	市町村等か らの下宿費 等に係る補 助金等の受 給額(年額)
	B	C	※1	D	E	F	G	H	I	J
	円	円	※2	月	円		円	円	円	円
	部屋代 A 円	※1	※2			※3			※4	
	食事代または 管理費等 円									
	部屋代が明確 でない場合 (部屋代・食 費等の総計) 円									

※1 「控除額」B欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。

※2 「月額超過額」C欄は、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

※3 「補助金精算額」F欄には、「部屋代に係る年間支払合計額」I欄から「市町村からの下宿費等に係る補助金等の受給額(年額)」J欄を差し引いた額を限度として記入すること。

※4 「部屋代に係る年間支払合計額」I欄は、添付資料の要領別記第6号様式「実績に係る資料」の「下宿・間借りにおける部屋代支払額」の合計額を転記すること。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。

記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告内訳書

○ 下宿費補助

居住状況 （下宿） （いづれかに丸印） 下宿・間借り先の 住所・氏名	1月当たりの 下宿・間借り 代経費 （基本額）	控除額	月額超過額 （A-B）	年間家賃支払 月数	C×D	補助金精算額 ※Eの額を 1,000円未満 切り捨て	概算払受領 済額	補助金領収 未済額 （F-G）	部屋代に係 る年間支払 額	市町村等か らの下宿費 等に係る補 助金等の受 給額（年額）
	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
■ 市1条1丁目1 番地 ■ 下宿 北海道 ひろし	A 部屋代 32,000 円	10,000 円 ※1	22,000 円 ※2	1 2 月	264,000 円	264,000 円 ※3	132,000 円	132,000 円	384,000 円 ※4	0 円
	食事代または 管理費等 19,000 円									
	部屋代が明確 でない場合 （部屋代・食 費等の総計） 円									

※1 「控除額」 B欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。

※2 「月額超過額」 C欄は、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

※3 「補助金精算額」 F欄には、「部屋代に係る年間支払合計額」 I欄から「市町村からの下宿費等に係る補助金等の受給額（年額）」 J欄を差し引いた額を限度として記入すること。

※4 「部屋代に係る年間支払合計額」 I欄は、添付資料の要領別記第6号様式「実績に係る資料」の「下宿・間借りにおける部屋代支払額」の合計額を転記すること。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書

年 月 日

様

(申請者)  
通学費等負担者  
住所  
氏名 ㊟

年 月 日付け教 第 号指令で交付の決定を受けた高等学校生徒遠距離通学費等補助金について、概算払を受けたいので申請します。

記

- 1 補助金等交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
2 既に概算払を受けた額 金 \_\_\_\_\_ 円  
3 今回概算払申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

今回概算払申請の通学費又は下宿費の対象月	月分	月分	月分	月分	月分	月分
概算払申請額	円	円	円	円	円	円

4 申請の理由

5 今後の概算払の申請予定

概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	
概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用すること。

2 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費にあっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額とし、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とすること(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。

3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。

記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書  
公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて

令和〇年 7月10日

北海道教育庁〇〇教育局長 様  
北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

1か月定期 28,600円を毎月購入する場合(1月  
当たり補助対象額は1万円を控除した18,600円)  
1月当たり補助対象額18,600円×12月=223,200  
円(交付決定額は千円未満切捨)

(申請者)  
通学費等負担者  
住所 〇郡〇町1条1丁目1番地  
氏名 山田 一郎 ㊞

令和〇年6月〇日付け教×第 × 号指令で交付の決定を受けた高等学校生徒遠距離通学費等補助金について、概算払を受けたいので申請します。

記

1 補助金等交付決定額	金	223,000	円
2 既に概算払を受けた額	金	0	円
3 今回概算払申請額	金	72,000	円

6月に補助交付申請し、決定  
7月概算払い申請、決定  
概算払時期は7月分まで8月払い

(内訳)

今回概算払申請の通学費又は下宿費の対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	月分	月分
概算払申請額	18,000 円	18,000 円	18,000 円	18,000 円	円	円

4 申請の理由

毎月の定期代に係る経済的負担を軽減したいため

5 今後の概算払の申請予定

概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	9月	10月	
概算払の申請予定額	円	円	円	18,000 円	18,000 円	
概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	11月	12月	1月	2月	3月	
概算払の申請予定額	18,000 円	18,000 円	18,000 円	18,000 円	18,000 円	126,000 円

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用すること。

2 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費にあっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額とし、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とすること(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。

3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。

記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書  
公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて

令和〇年 7月10日

北海道教育庁〇〇教育局長 様  
北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

通常(土日含む)の1か月定期券額28,600円となる区間で、平日専用の1か月定期を毎月購入する場合(交付決定は通常(土日含む)の1か月定期券額により行い、1月当たり補助対象額は1万円を控除した18,600円。)  
1月当たり補助対象額18,600円×12月=223,200円(交付決定額は千円未満切捨)

申請者)  
学費等負担者  
〇郡〇町1条1丁目1番地  
山田 一郎 ㊞

令和〇年 7月10日  
学費等補助金について、概算払を受けたいので申請します。

受けた高等学校生徒遠距離通

記

1 補助金等交付決定額	金	223,000	円
2 既に概算払を受けた額	金	0	円
3 今回概算払申請額	金	56,000	円

6月に補助交付申請し、決定7月概算払い申請、決定概算払時期は7月分まで8月払い  
8月分以降は、定期券額が特定できないため、改めて申請

(内訳)

今回概算払申請の通学費又は下宿費の対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
概算払申請額	12,000円	15,000円	14,000円	15,000円	円	円

4 申請の理由

毎月の定期代に係る経済的負担を軽減したいため

5 今後の概算払の申請予定

概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	
概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用すること。

2 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費にあっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額とし、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とすること(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。

3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。

記載例

高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書  
公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて

令和〇年11月15日

北海道教育庁〇〇教育局長 様  
北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

通常(土日含む)の1か月定期券額28,600円となる区間で、平日専用の1か月定期を毎月購入する場合(交付決定は通常(土日含む)の1か月定期券額により行い、1月当たり補助対象額は1万円を控除した18,600円。)  
1月当たり補助対象額18,600円×12月=223,200円(交付決定額は千円未満切捨)

者)  
費等負担者  
〇郡〇町1条1丁目1番地  
山田 一郎 ㊞

受けた高等学校生徒遠距離

令和  
通学費

記

1 補助金等交付決定額	金	223,000	円
2 既に概算払を受けた額	金	56,000	円
3 今回概算払申請額	金	58,000	円

(内訳)

6月に補助交付申請し、決定7月概算払い申請、決定概算払時期は7月分まで8月払済、定期券額を特定できた8月分から11月分まで申請12月分以降は、定期券額が特定できないため、改めて申請

今回概算払申請の通学費又は下宿費の対象月	8月分	9月分	10月分	11月分	月分	月分
概算払申請額	13,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	円	円

4 申請の理由

毎月の定期代に係る経済的負担を軽減したいため

5 今後の概算払の申請予定

概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	
概算払申請予定の通学費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	円

注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用すること。

2 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費にあっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額とし、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とすること(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。

3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。



# 所 得 証 明 願

年 月 日

市町村長 様

(申請者)  
 通学費等負担者  
 住所  
 氏名

印

納 税 者 住 所					
ふ り が な 氏 名	年総所得額			控除対象の 配偶者及び 扶養親族の 合計数	扶養親族 16歳未満 の合計数
	給与所得	給与所得以外の所得	計		

上記のとおり証明します

年 月 日

市区町村長

印

- (注) 1 総所得金額は、給与所得と給与所得以外の所得に分けて記入してください。  
 2 給与所得については、給与所得控除後の金額を記入してください。  
 3 給与所得以外の所得については、基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額を記入してください。

別記第4号様式（8関係）

教×第 △ 号指令

（申請者）

通学費等負担者

住所 ○郡○町1条1丁目1番地

氏名 山 田 一 郎

令和○年4月×日に申請のあった高等学校生徒遠距離通学費等補助事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金21万6,000円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

令和○年6月×日

北海道教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○ 印  
（又は北海道教育庁○○教育局長 ○ ○ ○ ○）

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
高等学校生徒遠距離通学費等補助事業	336,000円	216,000円	令和××年××月××日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（略）

- 16 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に關係する書類等を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（○○課 ○○係）

実 績 に 係 る 資 料

年 月 日

学校名  
 生徒氏名  
 通学費等負担者  
 氏名

印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月当たりの実費負担額 (1か月定期券の購入であれ ばその額、複数月分定期券の 購入であれば定期額を月数で 除した額)	補助金 対象額 A-10,000 A
月	～			円		円
4月				円		円
5月				円		円
6月				円		円
7月				円		円
8月				円		円
9月				円		円
10月				円		円
11月				円		円
12月				円		円
1月				円		円
2月				円		円
3月				円		円
合計			円		円	

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月（有効期間が月の中途から始まる場合は、月の中途から当該月末まで）ごとの期間において、通学したことを確認した。

年 月 日

高等学校長

印

※ 通学費補助の場合で6月に概算払申請書に添付して提出する場合(6月分まで定期券購入済み)

記載例

別記第5号様式(9関係)

通学費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年6月21日

学校名 ◎◎高等学校  
 生徒氏名 山田 二郎  
 通学費等負担者  
 氏名 山田 一郎 印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月当たりの実費負担額 (1か月定期券の購入であら ばその額、複数月分定期券の 購入であれば定期額を月数で 除した額)	補助金 対象額 A-10,000 A
月				円	円	円
4月	□町～■高前 バス	○. 4. 8	○.4.8～○.5.7	28,600円	28,600円	18,600円
5月		○. 5. 8	○.5.8～○.6.7	28,600円	28,600円	18,600円
6月		○. 6. 8	○.6.8～○.7.7	28,600円	28,600円	18,600円
7月				円	円	円
8月				円	円	円
9月				円	円	円
10月				円	円	円
11月				円	円	円
12月				円	円	円
1月				円	円	円
2月				円	円	円
3月				円	円	円
合計				円 85,800	円 85,800	円 55,800

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支  
 払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋  
 代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。  
 (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分(4月～3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の  
 写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。  
 (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた  
 め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、  
 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。

令和〇年6月30日

高等学校長 北海 太郎 印

※ 通学費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、7月分として定期券を購入後、  
提出  
別記第5号様式（9関係）

記載例

通学費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年7月22日

学校名 〇〇高等学校  
生徒氏名 山田 二郎  
通学費等負担者  
氏名 山田 一郎 印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月当たりの実費負担額 (1か月定期券の購入であら ばその額、複数月分定期券の 購入であれば定期額を月数で 除した額) A	補助金 対象額 A-10,000	
月				円		円	
4月	□町～■高前 バス			円		円	
5月				円		円	
6月				円		円	
7月		〇. 7. 8	〇.7.8～〇.8.7	28,600円		28,600円	18,600円
8月				円		円	円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計					円 28,600		円 28,600

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支  
払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋  
代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の  
写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた  
め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月（有効期間が月の中途から始まる場合は、  
月の中途から当該月末まで）ごとの期間において、通学したことを確認した。

令和〇年7月31日

高等学校長 北海 太郎 印

※ 通学費補助の場合で6月に概算払申請書に添付して提出する場合(7月分まで定期券購入済み)

記載例

別記第5号様式(9関係)

通学費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年6月21日

学校名 〇〇高等学校  
 生徒氏名 山田 二郎  
 通学費等負担者  
 氏名 山田 一郎 印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月当たりの実費負担額 (1か月定期券の購入であら ばその額、複数月分定期券の 購入であれば定期額を月数で 除した額)	補助金 対象額 A-10,000 A
月				円		円
4月	□町～■高前 バス	〇. 4. 8	〇.4.8～〇.5.7	28,600円		28,600円
5月		〇. 5. 8	〇.5.8～〇.8.7 (〇.5.8～〇.6.7)	78,000円	78,000÷3月＝	26,000円
6月			(〇.6.8～〇.7.7)	円	78,000÷3月＝	26,000円
7月				円		円
8月				円		円
9月				円		円
10月				円		円
11月				円		円
12月				円		円
1月				円		円
2月				円		円
3月				円		円
合計					円 106,600	
						円 50,600

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支  
 払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋  
 代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。  
 (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分(4月～3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の  
 写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。  
 (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた  
 め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、  
 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。

令和〇年6月30日

高等学校長 北海 太郎 印

※ 通学費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、7月分（3か月定期券購入済み）

として提出  
別記第5号様式（9関係）

記載例

通学費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年7月22日

学校名 〇〇高等学校  
生徒氏名 山田 二郎  
通学費等負担者  
氏名 山田 一郎 印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月当たりの実費負担額 (1か月定期券の購入であればその額、複数月分定期券の 購入であれば定期額を月数で 除した額)	補助金 対象額 A-10,000 A	
月				円		円	
4月	□町～■高前 バス			円		円	
5月				円		円	
6月				円		円	
7月		〇. 5. 8	〇.5.8～〇.8.7 (〇.7.8～〇.8.7)	78,000円	78,000÷3月=	26,000円	16,000円
8月				円		円	円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計					円 78,000		円 26,000

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支  
払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋  
代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の  
写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた  
め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月（有効期間が月の中途から始まる場合は、  
月の中途から当該月末まで）ごとの期間において、通学したことを確認した。

令和〇年7月31日

高等学校長 北海 太郎 印

※ 通学費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、有効期間が7月中途から始まる定期乗車券による7月に通学実態がなく8月から通学開始、その後、新たに購入した有効期間が8月中途から始まる定期乗車券による8月に通学実態がある場合

記載例

別記第5号様式（9関係）

通学費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年8月27日  
 学校名 〇〇高等学校  
 生徒氏名 山田 二郎  
 通学費等負担者  
 氏名 山田 一郎 印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月あたりの実費負担額 (1か月定期券の購入であればその額、複数月分定期券の購入であれば定期額を月数で除した額) A	補助金 対象額 A-10,000	
月	□町～■高前 バス			円		円	
4月				円		円	
5月				円		円	
6月				円		円	
7月 8		○. 7. 24	○.7.25～○.8.24	28,600円		28,600円	18,600円
8月		○. 8. 24	○.8.25～○.9.24	28,600円		28,600円	18,600円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計				円 57,200	円 57,200	円 37,200	

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。  
 (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。  
 (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月（有効期間が月の中途から始まる場合は、月の中途から当該月末まで）ごとの期間において、通学したことを確認した。  
 令和〇年8月31日 高等学校長 北海 太郎 印



※ 通学費補助の場合で利用交通機関が複数あり、3月末に実績報告書を提出する場合  
 (有効期間が3月中途から4月中途までの定期乗車券で3月中に通学実績がある場合)

記載例

別記第5号様式(9関係)

通学費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年3月31日  
 学校名 〇〇高等学校  
 生徒氏名 山田 二郎  
 通学費等負担者  
 氏名 山田 一郎 印

区 分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月あたりの実費負担額 (1か月定期券の購入であればその額、複数月分定期券 の購入であれば定期額を月 数で除した額) A	補助金 対象額 A-10,000
月		-----	-----	円	-----	円
4月	〇〇駅～■駅 JR ■駅～■校前 バス	〇.4.6 〇.4.6	〇.4.7～〇.5.6 〇.4.7～〇.5.6	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
5月		〇.5.6 〇.5.6	〇.5.7～〇.6.6 〇.5.7～〇.6.6	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
6月		〇.6.6 〇.6.6	〇.6.7～〇.7.6 〇.6.7～〇.7.6	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
7月		〇.7.6 〇.7.6	〇.7.7～〇.8.6 〇.7.7～〇.8.6	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
8月		〇.8.20 〇.8.20	〇.8.20～〇.11.19 (〇.8.20～〇.9.19) 〇.8.20～〇.11.19 (〇.8.20～〇.9.19)	24,000円 43,200円	24,000÷3= 43,200÷3= 8,000円 14,400円	12,400円
9月		-----	(〇.9.20～〇.10.19) (〇.9.20～〇.10.19)	円	24,000÷3= 43,200÷3= 8,000円 14,400円	12,400円
10月		-----	(〇.10.20～〇.11.19) (〇.10.20～〇.11.19)	円	24,000÷3= 43,200÷3= 8,000円 14,400円	12,400円
11月		〇.11.20 〇.11.20	〇.11.20～〇.12.19 〇.11.20～〇.12.19	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
12月		購入せず		円	円	円
1月		〇.1.14 〇.1.14	〇.1.15～〇.2.14 〇.1.15～〇.2.14	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
2月		〇.2.14 〇.2.14	〇.2.15～〇.3.14 〇.2.15～〇.3.14	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
3月		〇.3.14 〇.3.14	〇.3.15～〇.4.14 〇.3.15～〇.4.14	8,600円 15,400円	8,600円 15,400円	14,000円
合計			円 259,200	円 259,200	円 149,200	

- (注)1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支  
 払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋  
 代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。  
 (注)2 実績報告書の提出の際には、年間分(4月～3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の  
 写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。  
 (注)3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた  
 め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、  
 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。

令和〇年3月31日

高等学校長 北海 太郎 印

※ 通学費補助の場合で定期乗車券の有効期間が3月中途から4月中途までとなっているが、3月中に通学実態がなく、3月末に実績報告書を提出する場合（4月に通学実態あり）

記載例

別記第5号様式（9関係）

通学費対象者用

実績に係る資料

令和〇年3月31日

学校名 〇〇高等学校

生徒氏名 山田 二郎

通学費等負担者

氏名 山田 一郎 印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月あたりの実費負担額 (1か月定期券の購入であればその額、複数月分定期券の購入であれば定期額を月数で除した額)	補助金 対象額 A-10,000 A
月						
4月	■町～■高前 バス	〇. 4. 8	〇.4.8～〇.7.7 (〇.4.8～〇.5.7)	78,000円	78,000÷3月＝	26,000円
5月			(〇.5.8～〇.6.7)	円	78,000÷3月＝	26,000円
6月			(〇.6.8～〇.7.7)	円	78,000÷3月＝	26,000円
7月		〇. 7. 7	〇.7.8～〇.8.7	28,000円		28,000円
8月		〇. 8. 2 2	〇.8.22～〇.9.21	28,000円		28,000円
9月		〇. 9. 2 1	〇.9.22～〇.12.21 (〇.9.22～〇.10.21)	78,000円	78,000÷3月＝	26,000円
10月			(〇.10.22～〇.11.21)	円	78,000÷3月＝	26,000円
11月			(〇.11.22～〇.12.21)	円	78,000÷3月＝	26,000円
12月		購入せず		円		
1月		〇. 1. 2 1	〇.1.21～〇.3.20 (〇.1.21～〇.2.20)	54,000円	54,000÷2月＝	27,000円
2月			(〇.2.21～〇.3.20)	円	54,000÷2月＝	27,000円
3月		〇. 3. 2 4	〇.3.25～〇.4.24	(28,000円)*	合計には含めないこと	円
合計			円 266,000		円 266,000	円 166,000

(注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。

(注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。

(注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月（有効期間が月の中途から始まる場合は、月の中途から当該月末まで）ごとの期間において、通学したことを確認した。

令和〇年3月31日

高等学校長 北海 太郎 印

下宿費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

年 月 日

学校名  
生徒氏名  
通学費等負担者  
氏 名

印

区 分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000
4月	下宿・間借り (いずれかに丸印)  下宿先・間借り先の 住所・家主氏名		円	円
5月			円	円
6月			円	円
7月			円	円
8月			円	円
9月			円	円
10月			円	円
11月			円	円
12月			円	円
1月			円	円
2月			円	円
3月			円	円
合計			円	円

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。

年 月 日

高等学校長

印

※ 下宿費補助の場合で6月に概算払申請書に添付して提出する場合（6月分まで部屋代支払済み）  
別記第6号様式（9関係）

下宿費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年6月21日  
学校名 ◎◎高等学校  
生徒氏名 山田 二郎  
通学費等負担者  
氏名 山田 一郎 印

区 分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000(注)5
4月	○下宿・間借り (いずれかに丸印)	○. 4. 5	32,000 円	22,000 円
5月	下宿先・間借り先の 住所・家主氏名  ■市1条1丁目1番 地 ■下宿  北海道 ひろし	○. 4. 30	32,000 円	22,000 円
6月		○. 5. 30	32,000 円	22,000 円
7月			円	
8月			円	
9月			円	
10月			円	
11月			円	
12月			円	
1月			円	
2月			円	
3月			円	
合計				96,000 円

- (注)1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。  
(注)2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。  
(注)3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。

令和〇年 6月30日

■高等学校長 北海 太郎

印

※ 下宿費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、7月分部屋代支払後、提出別記第6号様式（9関係）

下宿費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年7月22日

学校名 ◎◎高等学校  
 生徒氏名 山田 二郎  
 通学費等負担者  
 氏名 山田 一郎 印

区 分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000(注)5
4月	下宿・間借り (いずれかに丸印)		円	円
5月			円	円
6月	下宿先・間借り先の 住所・家主氏名		円	円
7月	■市1条1丁目1番地 ■下宿	○. 6. 29	32,000 円	22,000 円
8月	北海道 ひろし		円	円
9月			円	円
10月			円	円
11月			円	円
12月			円	円
1月			円	円
2月			円	円
3月			円	円
合計			32,000 円	22,000 円

- (注)1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注)2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。
- (注)3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。

令和〇年 7月31日

■高等学校長 北海 太郎

印

※ 下宿費補助の場合で3月末に実績報告書を提出する場合

別記第6号様式（9関係）

下宿費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

令和〇年3月31日

学校名 ◎◎高等学校  
 生徒氏名 山田 二郎  
 通学費等負担者  
 氏名 山田 一郎 印

区 分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000(注)4
4月	下宿・間借り (いずれかに丸印)  下宿先・間借り先の 住所・家主氏名  ■市1条1丁目1番 地 ■下宿  北海道 ひろし	○. 4. 5	32,000 円	22,000 円
5月		○. 4. 30	32,000 円	22,000 円
6月		○. 5. 30	32,000 円	22,000 円
7月		○. 6. 29	32,000 円	22,000 円
8月		○. 7. 30	32,000 円	22,000 円
9月		○. 8. 31	32,000 円	22,000 円
10月		○. 9. 30	32,000 円	22,000 円
11月		○. 10. 30	32,000 円	22,000 円
12月		○. 11. 30	32,000 円	22,000 円
1月		○. 12. 26	32,000 円	22,000 円
2月		○. 1. 29	32,000 円	22,000 円
3月		○. 2. 28	32,000 円	22,000 円
合計			384,000 円	264,000 円

(注)1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分（提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分）までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。

(注)2 実績報告書の提出の際には、年間分（4月～3月分）について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください（提出済分は省略可）。

(注)3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。

令和〇年3月31日

■高等学校長 北海 太郎

印

別記第9号様式（15関係）

口座振替申出書

年 月 日

様

通学費等負担者 住所

氏名

電話番号

( )

印

下記のとおり高等学校生徒遠距離通学費等補助金の口座振替を申請します。

	振込先金融機関	金融機関名	本店・支店名
振込先 口座	預金種別	普通預金 当座預金 該当するものに○印を付してください。	
	預金口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

(注) 「(株) ゆうちょ銀行」を指定する場合は、ゆうちょ銀行・郵便局窓口において郵便貯金通帳の「銀行使用欄」に追加記載される「他金融機関からの振込用店名・預金種目・口座番号」を記載願います。





年 月 日

個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

北海道教育委員会教育長 様

次の者は生徒在学中において、北海道教育庁学校教育局高校教育課が所管する次に掲げる該当事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な課税情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事務	【該当する事務にチェックすること。】
<input type="checkbox"/>	①高等学校等就学支援金
<input type="checkbox"/>	②北海道公立高校生等奨学給付金
<input type="checkbox"/>	③北海道立高等学校授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料の免除及び徴収猶予
<input type="checkbox"/>	④北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付
<input type="checkbox"/>	⑤北海道立高等学校等学び直し支援金
<input type="checkbox"/>	⑥高等学校生徒遠距離通学費等補助金

1 申請者

学校	名称	
	種類・課程・学科	
生徒	学年・クラス、出席番号	
	氏名（ふりがな）	

2 同意者

同意者 保護者等	続柄	
	氏名（ふりがな）	
	生年月日	
	住所	
	性別	
同意者 保護者等	続柄	
	氏名（ふりがな）	
	生年月日	
	住所	
	性別	

注)

個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を併せて提出してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

## 個人番号カード（写）等貼付台紙

生徒	学年・クラス、出席番号	
	氏名（ふりがな）	

※下記番号確認書類のうちいずれかを提出してください。

- ①個人番号カードの写し（カバーを外し、表面及び裏面の写し）
- ②個人番号通知カードの写し（個人番号記載面の写し）
- ③個人番号が記載された住民票の写し等（貼付けせずに本書に添えて提出してください。）

保護者等の個人番号カード等の貼付箇所

個人番号提供者氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）											

個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

北海道教育委員会教育長 様

次の者は生徒在学中において、北海道教育庁学校教育局高校教育課が所管する次に掲げる該当事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な課税情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事務		【該当する事務にチェックすること。】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 その他に申請するものがある場合は、該当する事務にチェック             </div>
<input type="checkbox"/>	①高等学校等就学支援金		
<input type="checkbox"/>	②北海道公立高校生等奨学給付金		
<input type="checkbox"/>	③北海道立高等学校授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料の免除及び徴収猶予		
<input type="checkbox"/>	④北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付		
<input type="checkbox"/>	⑤北海道立高等学校等学び直し支援金		
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥高等学校生徒遠距離通学費等補助金		

1 申請者

学校	名称	◎◎高等学校
	種類・課程・学科	全日制
生徒	学年・クラス、出席番号	1年□組□番
	氏名（ふりがな）	ホッカイ 知ウ 太郎 北海道 太郎

2 同意者 ←

世帯に収入のある者が3名以上いる場合は、複数枚に分けて提出

同意者 保護者等	続柄	父
	氏名（ふりがな）	ホッカイ シロウ 北海 次郎
	生年月日	昭和□年□月□日
	住所	北海道□□市1条2丁目
	性別	男
同意者 保護者等	続柄	母
	氏名（ふりがな）	ホッカイ ハナコ 北海 花子
	生年月日	昭和□年□月□日
	住所	北海道□□市1条2丁目
	性別	女

注)

個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を併せて提出してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 個人番号カード（写）等貼付台紙

生徒	学年・クラス、出席番号	1年□組□番
	氏名（ふりがな）	ホッカイ 知ウ 太郎 北海 太郎

※下記番号確認書類のうちいずれかを提出してください。

- ①個人番号カードの写し（カバーを外し、表面及び裏面の写し）
- ②個人番号通知カードの写し（個人番号記載面の写し）
- ③個人番号が記載された住民票の写し等（貼付けせずに本書に添えて提出してください。）

表面で個人番号利用に同意した方の個人番号カード等の写しを貼付  
※2名いる場合、2名分貼付



個人番号提供者氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）											
北海 次郎	父	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海 花子	母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 給与等支払証明書

- 1 就職者の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 就職者の住所 \_\_\_\_\_
- 3 給与等支払総額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 扶養親族数
- ① 所得税法上の控除対象の配偶者及び扶養親族(16歳以上) \_\_\_\_\_ 人
- ② 16歳未満の扶養親族 \_\_\_\_\_ 人
- ③ ①+② \_\_\_\_\_ 人

(内訳)

年月日	給与等支払額 (除く通勤手当額)	年月日	給与等支払額 (除く通勤手当額)
年 1月		年 7月	
2月		8月	
3月		9月	
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
賞与		燃料 手当等	

上記のとおり証明する

年 月 日

事業所名

代表者職・氏名



備考： (1)給与等支払欄については、通勤手当以外の全ての給与等（給料、賞与及び燃料手当等）を記入してください。

家賃納付証明書

居住者氏名				
契約 の 内 容	住宅の種類	下宿 ・ 間借り (いずれかに○印)		
	家賃等	月額	家賃等 の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食費を含む。(下宿)</li> <li>・食費光熱費を含まない。</li> <li>・光熱費のみ含む。</li> </ul>
		円		
		上記金額には、共益費・駐車場代を含まない。		
		上記の額のうち食費光熱費等を含めない部屋代月額		
		円		
領	金額	( 年 月分)		円
収	納付年月日	年 月 日		
額	納付方法	・口座引落し ・口座振込 ・持参払 ・その他 ( )		
<p>上記のとおり家賃等が納付されたことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住宅の貸主(家主)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

※本様式は、家賃の支払いが口座からの引き落としなどのため領収書が発行されない場合に、支払い額を確認するために使用する。

参考様式第2号

## 家賃納付証明書

居住者氏名	山田 二郎		
契約 の 内 容	住宅の種類	<input checked="" type="radio"/> 下宿 ・ 間借り (いずれかに○印)	
	家賃等	月額	家賃等の内容
		53,000 円	<input checked="" type="radio"/> 食費を含む。(下宿) ・ 食費光熱費を含まない。 ・ 光熱費のみ含む。
上記金額には、共益費・駐車場代を含まない。		上記の額のうち食費光熱費等を含めない部屋代月額	
金額	(令和 ○ 年 4 月分)	53,000 円	
収納年月日	令和 ○ 年 4 月 3 日		
額納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落とし ・ <input type="checkbox"/> 口座振込 ・ 持参払 ・ その他 ( )		
上記のとおり家賃等が納付されたことを証明する。			
令和○年 4月10日			
住宅の貸主(家主)			
氏名 北海 太郎 <input checked="" type="checkbox"/>			

※本様式は、家賃の支払いが口座からの引き落としなどのため領収書が発行されない場合に、支払い額を確認するために使用する。

## 申 立 書

( ) について、私どもは生計が同一にあり、事実上、共同して通学費等を負担し、扶養していることを申し立てます。

年 月 日

申立者

住所

氏名

印

印

注) カッコ内は生徒の続柄及び氏名を記入してください。

※ 本様式は通学費等を負担している者と所得税法における生徒の扶養者が異なる場合、両者の生計が同一で、事実上共同して、生徒の通学費等を負担し、扶養している場合に提出してください。



参考様式第6号

## 申 立 書

( 次男 佐藤 二郎 ) について、私どもは生計が同一にあり、事実上、共同して通学費等を負担し、扶養していることを申し立てます。

令和〇年4月22日

申立者

住所 〇〇郡〇〇町〇〇178番地

氏名 佐藤 太郎 (印)

佐藤 花子 (印)

注) カッコ内は生徒の続柄及び氏名を記入してください。

※ 本様式は通学費等を負担している者と所得税法における生徒の扶養者が異なる場合、両者の生計が同一で、事実上共同して、生徒の通学費等を負担し、扶養している場合に提出してください。



家賃負担状況等申立書

1 生徒と同居している者

	生徒との続柄	氏名	年齢	職業・学校
1	兄	佐藤 一郎	24	会社員
2				

2 家賃の負担状況等

(1) 家賃（部屋代） 月額 60,000 円

(2) 家賃の負担状況等

<input checked="" type="checkbox"/> 申請者が負担している	
<input checked="" type="checkbox"/> 個々に係る部屋代	<input type="checkbox"/> 区分できる：生徒分 (          円) 同居者1 (          円)・同居者2 (          円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 区分できない
<input type="checkbox"/> 申請者と同居者が共同で負担している	
<input checked="" type="checkbox"/> 負担額	申請者 (          円) 同居者1 (          円)・同居者2 (          円)
<input checked="" type="checkbox"/> 申請者との生計関係	<input type="checkbox"/> 同一である <input type="checkbox"/> 独立している
<input checked="" type="checkbox"/> 個々に係る部屋代	<input type="checkbox"/> 区分できる：生徒分 (          円) 同居者1 (          円)・同居者2 (          円)
	<input type="checkbox"/> 区分できない
<input type="checkbox"/> 同居者が負担している	
<input checked="" type="checkbox"/> 申請者との生計関係	<input type="checkbox"/> 同一である <input type="checkbox"/> 独立している
<input checked="" type="checkbox"/> 個々に係る部屋代	<input type="checkbox"/> 区分できる：生徒分 (          円) 同居者1 (          円)・同居者2 (          円)
	<input type="checkbox"/> 区分できない

上記のとおり相違ないことを申し出ます。

令和〇年 4月22日

申請者 住所 ○〇郡○町○178番地  
氏名 佐藤 太郎 (印)

同居者1 住所 ○〇市○丁目45番地  
氏名 佐藤 一郎 (印)

同居者2 住所  
氏名 印

注) 1 家賃の負担状況等について、該当する□にしを付し、必要事項を記入願います。  
2 家賃は食費・光熱費等を含めない部屋代を対象とします。

Q & A

## 1 補助対象要件について

Q 1

道立高校の募集停止に伴い、居住している市町村から公立高校がなくなり、他の市町村の高校に修学した場合に補助対象となるが、募集停止した高校が市町村へ移管された場合、又は、募集停止した後に市町村立高校が開校された場合、補助はどうなるのか。

A 1

この補助制度では、募集停止した高校が市町村へ移管された場合、又は募集停止した後に市町村立高校が開校した場合、居住している市町村に公立高校が所在することとなるため、補助対象とはなりません。

この場合、公立高校の有無のみで判断し、学科は問いません。

また、補助期間については、募集停止の前年度に中学生であった生徒が、市町村移管前又市町村立高校開校前に高校へ入学する場合は、卒業するまで対象となりますが、市町村移管又は市町村立高校開校以降に高校へ入学する場合は、公立高校が所在しているため、入学時点から対象とはなりません。

Q 2

交付申請時に通学費等負担者が単身赴任で他市町村に居住している場合や、交付決定後に通学費等負担者が転勤等で募集停止市町村から他市町村に転居した場合は補助の対象となるか。

A 2

通学費等負担者が都合により募集停止市町村から住居を移転している場合でも、生徒に通学等の実態があれば補助の対象となります。

Q 3

もともと募集停止校に進学希望していなかった生徒も補助の対象になるのか。

A 3

道立高校の募集停止により居住市町村に高校がなくなった場合で、他の高校に修学し遠距離通学等となった生徒は補助の対象となります。

Q 4

募集停止校と異なる通学区域に所在する普通科高校に進学した生徒は補助の対象となるか。

また、異なる通学区域に所在する職業学科や総合学科校の高校に進学した場合は補助の対象となるか。

A 4

この補助制度は募集停止校が所在する市町村と同じ通学区域に所在する高校に修学した生徒を補助の対象とすることとしており、異なる通学区域に所在する普通科高校に修学した場合は補助の対象とはなりません。

また、総合学科校や職業学科校については出願は全道どこへでも出来ますが、上記と同様に通学区域が異なる高校へ進学した場合は補助の対象とはなりません。

なお、この場合の通学区域の範囲とは、職業学科や総合学科校の募集停止であっても、普通科における通学区域をいいます。

Q 5

寄宿舎や寮の入寮者も補助対象となるか。

A 5

学校設置者が運営している寄宿舎や寮については、下宿費の補助の対象となりますが、その部屋代が10,000円を超えないと補助額は発生しません。

Q 6

全日制・定時制併置校や普通科・職業科併置校において、定時制課程のみ募集停止、または職業科のみ閉科となった場合なども補助の対象となるか。

A 6

定時制課程、職業科も含め、学校自体が募集停止になった場合に補助の対象となります。

Q 7

親の送迎は対象となるのか。

A 7

今回の補助金制度は、公共交通機関を利用して通学費を実費負担している生徒の保護者に対し補助金を支給することとしており、保護者による自家用車送迎は補助の対象とはなりません。

Q 8

下宿先から高校までの交通費がかかる場合など、通学費と下宿費の両方の補助が支給されることもあるか。

A 8

通学費と下宿費の双方それぞれについて10,000円以上の実費負担があれば、併給は可能です。

Q 9

下宿する場合の進学先の限定はあるか。

A 9

1学年4学級以上の高校のある近隣の市町の高校に限らず、募集停止校が所在する市町村と同じ通学区域内の高校に修学し、下宿した場合は補助の対象となります。

なお、募集停止校が職業学科であり、同じ通学区域内に同一学科の高校がない場合は、通学区域外の高校の同一学科に修学した場合も補助の対象となります。

この場合の通学区域の範囲とは、職業学科や総合学科校の募集停止であっても、普通科における通学区域をいいます。

Q 10

北海道が行う他の補助金とはどのようなものがあるのか。

A 10

通学費については、アイヌ生活向上推進事業の高等学校通学費補助金がありますが、どちらの補助金を受給するかは通学費等負担者の判断に委ねるところです。

Q 11

平成19年度以前に募集停止で高校が無くなった市町村から通学している生徒は対象にならないのか。

A 11

平成20年度以降の高校配置計画において道立高校が募集停止となり、居住市町村に高校が無くなった場合を対象とするため、平成19年度以前の募集停止校所在市町村の生徒は補助の対象となりません。

Q12

1 学年 4 学級以上の高校のある近隣の市町にある高校に修学しないと補助の対象とならないのか。たとえば、当該市町の手前にある高校に進学した場合はどうなるのか。

A12

原則として募集停止校が所在していた市町村と同じ通学区域内の高校に修学すれば補助の対象となります。

補助額算定に当たっての限度額が、1 学年 4 学級以上の高校のある近隣の市町にある高校までということであり、補助の対象となる高校の通学区域は限定していますが、通学区域内であれば高校を限定するものではありません。

ただし、結果的に 1 か月の実費負担額が控除額である 10,000 円を超えないと補助額が発生しません。

Q13

普通科高校の募集停止により農業高校に進学した場合は補助の対象となるか。

また、職業学校の募集停止により普通科高校に進学した場合はどうか。

A13

補助の対象となる進学先の高校の学科については、募集停止校と同じ学科の高校に限定するものではありません。

また、職業学科校の募集停止の場合、1 学年 4 学級以上の規模の高校のある近隣の市町に同一学科の高校が所在しないため、当該市町より遠方にある同じ通学区域の同一学科の高校に進学した場合は、当該高校までの通学費を補助することとしています（手引きの具体事例参照）。

なお、この場合の通学区域の範囲とは、職業学科や総合学科校の募集停止であっても、普通科における通学区域をいいます。

Q14

定期は購入したが月の初日から末日まで 1 日も通学しなかった場合の取扱いは。

A14

本補助金は実費負担をして通学していることに対して補助するものであることから、定期乗車券の有効期間中に 1 度も登校した日がない場合は、その期間は補助の対象とはなりません。

Q15

部活動や講習、模擬試験で登校した場合も通学とみなすのか。

A15

補習授業などで登校した場合や夏季及び冬季休業期間中の部活動や模擬試験のために登校した場合でも、定期乗車券を購入し、実費負担の確認ができれば、通学しているものとみなし、補助の対象となります。

Q16

公共交通機関のほかにP T Aなどがバス会社と委託契約を締結し運行しているスクールバスを利用して通学している場合は補助の対象となるか。

A16

バス会社とP T Aなどの間で正式に委託契約を締結し、定期券等が発行され、実費負担額が確認が出来るのであれば、公共交通機関に準じたものとみなし、補助の対象となります。なお、こうしたバス運行の場合、定期券等の発行がなされないことも見込まれることから、その場合であっても、乗車区間や利用期間及びそれらに係る支払額が確認できるときは、公共交通機関の利用とみなすとともに、その支払額を定期券購入経費とみなし、補助の対象となります。

Q17

バス等の委託運行により通学しているが定期券等の発行がない場合、申請時等に提出させる書類はどのようなものか。

A17

バス会社等との正式な契約がなされ、バス等の利用に係る期間や区間、それらに対する実費負担額が確認できることが補助の要件となることから、交付申請においては①運行契約書の写し、②支払いの対象となる乗車区間及び利用期間がわかる書類、③支払額に係る領収書を、概算申請及び実績報告においては②及び③を添付することになります。

Q18

夏休み直前で定期の有効期間が満了となり、それ以降1週間程度は回数券で通学したが、その期間分は補助の対象となるか。またタクシー利用者は補助の対象となるか。

A18

本補助制度は、定期乗車券を購入し、その実費負担が確認出来る場合に補助を行うこととしていることから、回数券により通学する場合やタクシーを利用する場合は補助の対象とはなりません。

Q19

朝はバスダイヤがないので親に送ってもらい、帰りは定期券を購入しないでバスを利用して通学しているが、この場合は補助の対象となるか。

A19

定期乗車券を購入していない場合は、その実費負担の確認が困難なことから、補助の対象とはなりません。

Q20

親戚の家に下宿した場合は補助の対象となるのか。

A20

正式に賃貸契約を締結し、実費負担が確認できる場合は補助の対象となります。



Q21

実態として父母等が共同で通学費を負担し、扶養している場合は、申立てによりどちらをもって申請が可能であるが、申立ての内容はどのようなものか。

A21

申請者については「通学費等を負担し、かつ、税法上の扶養者」であることを基本としていますが、世帯の所得形態や扶養状況には様々な実態があり、世帯によっては通学費等の負担者と税法上の扶養者が異なることも想定されます。そうした場合であっても、実際通学費等の負担は世帯としては生じていることから、生計を一にする者が、事実上共同で生徒の通学費等を負担し、扶養している実態が認められる場合に限り、いずれの者についても申請を可能とするものです。

申立てに当たっては、その者が同一生計にあり、事実上、共同で通学費等を負担し、扶養している実態にあることを、対象者の連名により申し立ててもらってください。

Q22

所得基準額における「世帯人員」の確認はどのように行うのか。

A22

所得基準額における人員（同一生計にある者）の確認については、「世帯状況申出書」（教育第41号様式）により行い、収入額が記載されている場合には、所得証明書により確認を行ってください。

## 2 収入額について

Q23

共稼ぎの世帯の収入額の積算は合算とするのか。

A23

生計を一にする世帯の中に収入がある者が複数いる場合は、その額を合算することになります。

Q24

同居しているが独立した生計を営んでいる者がいる場合は、その者にかかる所得証明書は必要か。

A24

生計を一にする者全員の分が必要ですが、独立した生計を営んでいる者については不要です。

### 3 補助額について

Q25

概算払の手続き、支給時期はどのようになるのか。  
また、概算払と精算払の金額の調整はどのように行うのか。

A25

#### 1 概算払の手続き、支給時期

- ① 概算払を希望する場合には、補助金の交付申請をして、交付決定された後に概算払申請書を提出する必要があります。
- ② 概算払申請書は、4月分から翌年2月分までの定期乗車券購入（部屋代支払）見込額から補助金対象額を算定し、月毎に申請予定額（千円未満切捨）を記入します。
- ③ 平日専用定期乗車券等、月によって経費が変動するなど、2月分までの補助金対象額が算定できない場合には、算定できる月の分まで記入し、その後の分は、別途、算定できる時期になってから改めて概算払申請書を提出します。
- ④ 概算払申請書には、概算払申請書を提出する月の前月分までの購入済み定期乗車券の写し又は部屋代の領収書の写し（当月分も購入（支払）している場合は当月分までの写し）と実績に係る資料を添付することが必要です。
- ⑤ 概算払は、申請書を提出し、決定された際は、概算払申請書を提出した月以前の対象月までの実績分を翌月に支給します。概算払が決定された対象月以降においても、概算払を希望する場合は、その都度、概算払申請書に実績に係る資料を添付し、提出することが必要です。
- ⑥ 学校では、月末までに提出された定期乗車券（部屋代領収書）の写しと実績に係る資料について、その内容と概算払の対象となる月の生徒の通学した実態を確認した上で、教育局（学事課）へ提出します。（翌年2月末まで同様）
- ⑦ 概算払申請書を提出した後、内容に変更が生じ、変更後においても概算払を希望する場合には、再度、変更が生じた以降の内容で概算払申請書を提出します。

#### 2 概算払と精算払の金額の調整

概算払は月毎に千円未満の端数を切り捨てますので、精算払においては、年間に購入した月毎の定期券等の額について、千円未満の端数を残したまま1万円を控除した額を合計し、その合計額から千円未満を切り捨てた額が年間分の補助金額となり、概算払している場合には、その額を除いた額となります。

年間の大まかな流れを例示しますので、参考にしてください。

例 通学費補助で1か月定期28,600円を毎月購入

6月：交付申請、決定、7月・10月・2月：概算払申請、決定、4月：実績報告

時期	定期券額	補助金対象額	事務手続き	概算払の時期及び金額
4月	28,600円	18,600円		8月 : 18,000円
5月	28,600円	18,600円		8月 : 18,000円
6月	28,600円	18,600円	交付申請、決定	8月 : 18,000円
7月	28,600円	18,600円	概算払申請決定	8月 : 18,000円
8月	28,600円	18,600円		11月 : 18,000円
9月	28,600円	18,600円		11月 : 18,000円
10月	28,600円	18,600円	概算払申請決定	11月 : 18,000円
11月	28,600円	18,600円		3月 : 18,000円
12月	28,600円	18,600円		3月 : 18,000円
1月	28,600円	18,600円		3月 : 18,000円
2月	28,600円	18,600円	概算払申請決定	3月 : 18,000円
3月	28,600円	18,600円		概算払計 : 198,000円
4月			実績報告	
年間計	343,200円	223,200円	年間補助金額	概算払額 = 精算払額
	年間補助金額	223,000円	223,000円	-198,000円=25,000円

※補助金対象額は定期券額から1万円を控除した額

Q26

有効期間が複数月の定期券を購入した方が購入額は安くなるが、定期の購入種類は購入月によって異なってもいいのか、また、どの有効月数の定期券を購入するかは生徒の自由か。

A26

1月定期乗車券や3月定期乗車券、平日専用定期乗車券など、どのような定期乗車券を購入するかは生徒や保護者の判断に委ねます。ただし、どの定期乗車券を購入しても自己負担額10,000円は変わりませんので、通学費等負担者の有利不利には関係しません。

Q27

有効期間が複数月の定期乗車券の1か月分の実費負担額を計算するために、購入額を有効月数で割った際に、割り切れず端数が生じた場合はどのように積算するか。

A27

有効期間の開始月から順次1円を切り上げる調整をすることになります。

Q28

JRより安価である高速バスを利用した場合は補助の対象となるか。

A28

高速バスを利用するのに定期券を購入して通学しているのであれば補助の対象となります。

Q29

最寄り市町村（1学年4学級以上の高校のある近隣の市町）以外の市町村に所在する高校に通学した場合の通学費の積算方法はどのような考え方によるか。

A29

実際に通学する高校への通学費と最寄り市町村において交通費が最も高額となる高校に通学する場合の額とを比較して低廉な額を補助の基本額とします。

この場合の「最寄り市町村において交通費が最も高額となる高校に通学する場合の交通費」の積算に当たっては、最も経済的かつ合理的な経路を原則とし、実際に通学できる交通機関のダイヤと路線を経路として通学費を積算することとなります。

なお、バスとJRなど競合路線がある場合などは、通常生徒が使用する経路であるかどうか個別に判断することになります。

Q30

補助金の算定においては、最寄り市町村（1学年4学級以上の道立高校がある最も近隣の市町村）に設置されている高校への定期券の額が限度（最も高額）となっているが、生徒の通学区間における定期券及び最寄り市町村に設置されている高校への定期券において、それぞれ定期券の種類が複数（有効期間が1～6か月、平日専用等）設定されている場合の限度額の考え方は。

A30

複数設定されている定期券の種類の中で、どの定期券を購入するかは生徒の個別事情により異なり、補助金の算定の基本額は、現に購入する公共交通機関が発行する定期券の額（ただし、運賃・時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法）とされていることから、生徒の通学区間における定期券及び最寄り市町村に設置されている高校への定期券において、それぞれ定期券の種類が複数設定されている場合にあっては、原則的に、生徒が現に購入した定期券の種類と同様の設定の最寄り市町村に設置されている高校への定期券の額が限度額となります。

（例 生徒：3か月定期券購入、限度額：最寄り市町村に設置されている高校への定期券のうち、最も高額な3か月定期券の額）

Q31

市町村等が実施している通学費等補助金を受給している場合、道の補助金との調整はどのように行うのか。

A31

年間の道費補助額と市町村補助額の合計額が年間実費負担額を超える場合に限り調整を行い、年間の実費負担額から市町村補助額を控除した額が道費補助額の限度額となります。

例① 1月定期額15,000円で、市町村補助が定期額の1/2の場合(12箇月購入)

ア：年間実費負担額 15,000円×12月 = 180,000円

イ：市町村補助額 (15,000円×1/2)×12月 = 90,000円

ウ：道費補助額計算 (15,000円－10,000円)×12月 = 60,000円

ア>イ+ウ 年間実費負担額を超えないため、道費補助額は60,000円

となります。

例② 1月定期額30,000円で、市町村補助が定期額の1/2の場合(12箇月購入)

ア：年間実費負担額 30,000円×12月 = 360,000円

イ：市町村補助額 (30,000円×1/2)×12月 = 180,000円

ウ：道費補助額計算 (30,000円－10,000円)×12月 = 240,000円

ア<イ+ウ=420,000円で年間実費負担額を超えるため、調整が必要

道費補助はウの額ではなく、ア－イ=180,000円となります。

なお、例①にもありますように、1月当たりの定期額から市町村補助額を控除した実費負担額(15,000円－7,500円=7,500円)が道費補助額計算上の控除額

10,000円を下回っても道費補助額は発生しますので、留意してください。

Q32

市町村からの独自の通学費等補助金以外に、PTA等の学校支援団体が支給する補助金についても支給額の調整を図ることが必要か。

A32

純然たる通学費や下宿費のための補助金が支給されているならば、年間実費負担額から当該受給補助金総額を控除した額を道の補助金の限度額とします。

Q33

市町村や学校等から補助金を受給しているかどうかの確認はどのように行うのか。  
また、その際、補助金交付団体等から証明書等を提出させる必要があるか。

A33

市町村が独自に行う通学費等の補助金については、高校教育課及び教育局で把握するように努め、学校にも情報提供することとしています。学校や教育局においても居住市町村及び修学高校所在市町村の補助金制度の状況について確認してください。

また、学校独自に通学費等の補助金を支給している場合は、学校で確認が可能と考えます。

Q34

特急料金も補助の対象になるのか。

A34

最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路により通学に利用するために現に購入した公共交通機関の定期乗車券の額を補助対象の基本額としますので、特急料金は補助の対象にはなりません。

Q35

下宿代に食費のほかに光熱水費や管理費などが含まれ、かつ、部屋代の額が明確になっていない場合の部屋代相当額の積算はどのようになるか。

A35

下宿代に食費等が含まれている場合で部屋代の額が明確でないときは、総支払額の40/100に相当する額を部屋代相当額とします。この「食費等」の「等」には食費のほかに電気、ガス、水道等の料金が含まれているものとしており、さらに90/100を乗じる必要はありません。

Q36

生徒の他に、補助対象外である兄弟等とアパートに同居している場合の部屋代相当額の積算はどのようになるのか。

A36

通学費等負担者が一括して部屋代を支払っており、各入居者の部屋代が区分できない場合については、入居者数により按分した額を部屋代相当額とします。

なお、同居者の状況や家賃の負担状況については、「家賃負担状況等申立書（参考様式第7号）」により確認してください。

また、部屋代に光熱水費等が含まれている場合は90/100を乗じた後、入居者数により按分します。

Q37

事実と異なる申請や実績報告により補助金を受給したことが判明した場合はどうなるのか。

A37

不正等により補助金を受給していたことが判明し、交付の決定を取り消した場合は補助金を返還してもらう必要がありますので、申請者にとっては提出する書類について、高校や教育局にとっては提出された書類等について十分に確認する必要があります。

#### 4 補助期間について

Q38

4年制の定時制課程に進学した場合の補助期間は何年か。

A38

高校を卒業するまでの期間は補助することとしていることから、定時制課程に進学した生徒については、4年間の支給期間となります。

Q39

募集停止前年度の中学生に補助対象を限っているが、学年が3学年以上離れた兄弟がいる場合不公平になるのではないか。

A39

今回の通学費等補助制度は、道立高校の募集停止に関わっての激変緩和措置であり、もともと高校がなかった地域との均衡を図ることを考慮し、募集停止後5年間とし、募集停止となった前年度に中学生であったものが高校を卒業するまでの期間としています。

Q40

高校卒業後引き続き専攻科に在籍する場合は補助の対象となるのか。

A40

高校を卒業するまでを補助期間としているので、専攻科在籍中は補助の対象にはなりません。

Q41

原級留置（いわゆる留年）した生徒の補助期間の考え方は。

A41

全日制課程に修学した生徒については3年間、定時制課程に修学した生徒については4年間の受給期間が想定されますが、生徒が病気等により休学となるなど、やむを得ない事情（成績不振等による原級留置を除く。）により原級留置した場合に限り、特例として想定される受給期間を超えても卒業するまで補助することとしています。

## 5 支給時期について

Q42

概算払は必ず申請書の提出があった月の翌月に支給することとなるのか。

A42

学校・教育局、総務部法務・法人局学事課にあつては、翌月中に支出する予定で事務処理にあってください。

Q43

毎月、実績を確認して翌月に支給するということが、先払いは可能か。

A43

補助金は精算払が原則ですが、本制度は保護者負担の軽減のため、概算払も行うこととしました。先払いについては返納行為が生ずることも考えられ、毎月、実績を確認できた月の分を翌月に支給する方法としたものです。

Q44

期限まで書類提出ができなかった場合はどうなるのか。

A44

本来補助対象となる月が支給対象にならない場合もありますので、期日までに書類を提出してください。

なお、交付申請の提出期限である7月31日以降、新たに補助要件に該当することになった場合は、事実発生日から30日以内に交付申請書を提出すれば事実発生の月分から補助金が支給されます。

Q45

月の中途を始まりとする有効期間の定期乗車券に係る補助金の取扱いが規定されているが、有効期間が3月中途から4月中途の定期乗車券を購入し通学した場合は、3月分として補助金が支給されるのか、それとも4月分として補助金が支給されるのか。

A45

定期乗車券の始期が月の中途となる分については、始期以降の当該月の有効期間内に通学した実態があれば、当該月分の実績として、補助金の算定の対象とし、翌月初日から有効期間の終期の分については、通学した実態にかかわらず、補助金の算定の対象にはなりません。

なお、当該月の有効期間内に通学した実態がなく、翌月初日から有効期間の終期において通学した実態がある場合は、翌月分の実績として、補助金の算定の対象とします。

この取扱いは定期乗車券の有効期間の始まりが3月中途となる場合も同様ですので、3月中に通学した実態が確認できた場合は、3月分として支給します。

また、3月に通学した実態がなく、4月に入ってから通学した実態がある場合には、翌年度の要綱に基づく4月分実績として交付申請に含めることとなります。

## 6 書類の提出について

Q46

該当となる生徒が転校してきた場合は、事実発生後30日以内に交付申請書を提出することによいのか。

A46

新規の場合は交付申請書を、既に転校前の高校で補助金を支給されていた場合は変更承認申請書を提出することになります。

Q47

中途退学した場合の取扱いは。

A47

年度中途に中途退学により補助対象から外れることになった場合は、その時点で年度の補助額が確定するため、変更承認申請書のほかに実績報告書等の提出も必要となります。

Q48

3年生は、1月下旬以降は登校しなくなることもあるが、実績報告書に関する書類はいつ頃提出すればよいか。

A48

実績報告書の提出期限は、4月5日となっていますが、最終学年の生徒については、1月下旬以降登校しない場合は、最後に購入した定期乗車券の有効期間が満了した時点で事業完了となりますので、事業完了後30日以内の実績報告書に関する書類一式を提出することになります。

Q49

交付申請書に添付する所得証明書については既に高等学校等就学支援金申請でも提出しているが、そのコピーでは使用できるか。

A49

高等学校就学支援金申請で既に所得証明書を提出している場合は、そのコピーを使用してもかまいません。その場合、高校においてコピーは交付申請書に添付し、コピーに「原本は高等学校等就学支援金申請書類に添付」など、原本の保管場所が分かる旨を明記してください。

Q50

概算払申請は必ずしなければならないか。

A50

概算払は通学費等負担者の申請により行うものであり強制するものではありません。

Q51

所得証明書については様式で示している書式のほか、年末調整後の源泉徴収票、納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書や給与支払者の発行した給与支払証明書でもかまわないとなっているが、様式に定めはないか。

A51

手引きの中に給与支払証明書について、参考様式を示しておりますが、いずれにおいても、扶養親族者数が記載されているものが必要となります



Q52

個人番号カードの写し等は必ず提出する必要があるか。

A52

所得を確認するための書類の一つとして個人番号カードの写し等を例示しています。その他の所得を証明する書類を提出する場合、個人番号カードの写し等を提出する必要はありません。

Q53

下宿代が口座引き落としの場合、証拠書類として領収書の写しはとれないと思うがどのように扱えばよいか。

A53

手引きの中に参考様式として家賃納付証明書の様式を示していますので、それを使用してください。

## 7 確認行為について

Q54

通学実態のある月のみが補助の対象となるとのことであるが、授業はすべて欠席し、部活動や補習のみのために登校している場合も対象になるのか。

また、この場合、出席簿には記載されないが、どのように確認するのか。

A54

定期乗車券を購入し、登校していれば補助の対象となります。また、出席簿で確認出来なくても、担任や部活動の顧問が登校していることを確認できると考えます。

Q55

生活保護の受給の有無に関して、申立てのほかには証明書を提出する必要があるのか。

A55

申請者の申立てによって受給の有無を確認することとし、証明書の提出までは求めていません。

Q56

定期乗車等券の写しの保管については、どのように行うのか。

A56

定期券購入や家賃支払いの都度、高校において原本を提示し、高校でコピーをとって、原本とともにお渡しすることとしておりますので大切に保管してください。

Q57

市町村の指定する様式での所得証明書の発行には300円必要なため、申請者の負担軽減を図る観点から、事業所得者については市町村が指定する様式での所得証明書に変えて確定申告の控えを提出するというだけでもよいか。

A57

確定申告の控えでは所得金額の証明はできないため、市町村の指定する様式での所得証明書を提出してください。

なお、平成26年度から納税通知書（住民税課税者に毎年6月に市町村役場から送付されます）を、所得確認の証明書として追加したのでこちらの提出でも構いません。

Q58

定期券のコピーを紛失した場合はどうなるか。

A58

定期乗車券の写しなどの書類が添付されない場合は実費負担が確認出来ないため、その期間は補助金を支給できなくなりますので、定期乗車券や家賃領収書の写しは紛失しないように保管してください。